

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 四 号

平成二十六年五月十四日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 坂本 哲志君

理事 北村 誠吾君 理事 齋藤 健君

理事 谷川 弥一君 理事 宮腰 光寛君

理事 森山 裕君 理事 大串 博志君

理事 村岡 敏英君 理事 石田 祝稔君

理事 安藤 裕君 理事 井野 俊郎君

池田 道孝君 小里 泰弘君

加藤 寛治君 門 博文君

金子万寿夫君 川田 隆君

菅家 一郎君 清水 誠一君

末吉 光徳君 鈴木 憲和君

武井 俊輔君 武部 新君

津島 淳君 中川 郁子君

橋本 英教君 福山 守君

堀井 学君 築 和生君

山本 拓君 渡辺 孝一君

後藤 斎君 玉木雄一郎君

寺島 義幸君 鷲尾英一郎君

岩永 裕貴君 鈴木 義弘君

村上 政俊君 稲津 久君

樋口 尚也君 林 宙紀君

鈴木 克昌君

農林水産大臣 林 芳正君

内閣府副大臣 西村 康稔君

農林水産副大臣 江藤 拓君

内閣府大臣政務官 小泉進次郎君

外務大臣政務官 石原 宏高君

農林水産大臣政務官 小里 泰弘君

政府参考人 澁谷 和久君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人  
(内閣府地域活性化推進室  
室長代理) 富屋誠一郎君

政府参考人  
(金融庁総務企画局審議官) 遠藤 俊英君

政府参考人  
(農林水産省食料産業局長) 山下 正行君

政府参考人  
(農林水産省生産局長) 佐藤 一雄君

政府参考人  
(農林水産省経営局長) 奥原 正明君

政府参考人  
(農林水産省農村振興局長) 三浦 進君

政府参考人  
(農林水産技術会議事務局  
長) 雨宮 宏司君

政府参考人  
(林野庁長官) 沼田 正俊君

政府参考人  
(水産庁長官) 本川 一善君

政府参考人  
(国土交通省大臣官房審議  
官) 広畑 義久君

農林水産委員会専門員 栗田 郁美君

委員の異動  
四月三十日

補欠選任  
金子万寿夫君

五月十四日

補欠選任  
門 博文君

補欠選任  
安藤 裕君

補欠選任  
鈴木 克昌君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

五月十三日  
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案  
(内閣提出第八一号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案  
(内閣提出第八一号)

農林水産関係の基本施策に関する件

○坂本委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調  
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林  
水産省食料産業局長山下正行君、生産局長佐藤一  
雄君、経営局長奥原正明君、農村振興局長三浦進  
君、農林水産技術会議事務局長雨宮宏司君、林野  
庁長官沼田正俊君、水産庁長官本川一善君、内閣  
官房内閣審議官澁谷和久君、金融庁総務企画局審  
議官遠藤俊英君及び国土交通省大臣官房審議官広  
畑義久君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと  
存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○坂本委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。金子万寿夫君。

○金子(万)委員 こんにちは。鹿児島二区の補欠  
選挙で当選させていただきました金子万寿夫でござ

います。どうぞよろしくお願いたします。

委員長も、隣県のよしみで、どうぞよろしくお  
引き回しくださいませ。

今回の選挙で、私も、有権者の皆さんとじかに  
接しながら、多くのことを学ばせていただいたと  
思っております。私は、安倍政権に対する期待と  
いうのは非常に高かったな、率直にそういうふう  
に感じます。それと、経済政策についても確実な  
景気回復の道を歩んでおりますし、また、国の基  
本政策に正面から向き合っていく政権の姿勢とい  
うものも高い評価がある、このように感じており  
ました。

ただ、景気のことにつきましては、やはり有権  
者の皆さん方は、それは東京の話じゃないか、大  
都市のことを東京と称しているんじゃないか、大  
企業の話ではないか、私たち鹿児島には景気回復  
なんて遠い話のようにしか思えない、こんな話が  
多くございました。確かに、これからの安倍政権  
の成長戦略、やはり一番目に取り組むべき課題は、  
この景気回復の波を全国、地方にしっかりと届けて  
いく、底上げしていくということが大切なんだろ  
う、第一の大きなテーマではないか、このように  
思っております。躍動感も感じられますけれども。  
ただ、地方も、みずからの地域の景気、雇用を  
含めた活力を高めていくためには、やはり地方み  
ずからが打って出る必要があると私は思っており  
ます。国の施策にただ委ねるということではなく  
て、地方みずからがそれぞれの地域にある素材を、  
成長戦略はそれぞれの地方が持っているわけであ  
りますから、それをしっかりと生かし切っていく、  
そして景気回復の波を引き寄せる、つかみ取るこ  
と、やはり地方側から打っていくという姿勢も  
必要であるし、また国の方は、連携をしながら、  
それを支援していく、そういう部分が大切なので  
はないだろうかというふうに感じさせていただきました

ました。

その中で、鹿児島は、特に全国第四位の生産高、生産量を誇る農業県であります。ＴＰＰが当然大きな話題になるわけでありまして。ちょうど二十三日には、オバマ大統領が選挙期間中にお見えになったわけでありまして、その当時の新聞報道でいろいろ出てまいりましたので、農家の皆さんの危機感というか不安感が非常にピークに達していた時期が二十二、三、四日、この辺だろうと思っておりますけれども、そういうときに、林大臣が二十六日にお見えいただきまして、大変ありがとうございました。明確なお話をさせていただきました。そのことも心から感謝を申し上げたいと思っております。

そういう中で、私は、今農家の皆さんがお話をするのは、やはり国会決議をしっかり守ってください、そして、私たちにいろいろな情報を与えてくださいというのが農家の皆さんの大きな声だと思っております。金子さん、ＴＰＰ、大丈夫ですよ、こうおっしゃるものですから、それは議院内閣制だから、両院の決議はしっかり守るといふのは政府としては当然の話だ、私はこういうふうに申し上げておりました。

また、安倍政権というのは、交渉力という点において、これまでの内閣とは違った強い交渉力を持つておられる内閣だ、こういうふうには私自身は評価をいたしておりましたので、そのことをお話ししながら、日本の農業を守り守る役割を果たしていただきたいということを有権者の皆さんにも伝えたいところであります。

そういう中で、この委員会では、このことについては今日までいろいろな議論がもうなされた話なのかもしませんが、新議員のゆえをもってお許しをいただきたいと思います。現状に関する御認識と、また交渉に臨む決意、このことをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○林国務大臣 まず、金子議員、当選、まことにめでとございました。こうして初当選後す

ぐに御質疑に立たれるということで、私もうれしく拝見をしております。あの日米首脳会談がちょうど選挙の真つ最中、最後の段階であったというお話がありましたけれども、この日米首脳会談で、日米間の重要な課題について、前進する道筋が特定された、こういうふうな承知をしております。今後は、残された課題を解決するために、早期の妥結に向けて精力的に交渉を続けていくことになるということでございます。

今回のＴＰＰの閣僚会合ですが、五月十九日から二十日にかけてシンガポールで開催をされるというふう聞いております。農林水産物を含む二国間の市場アクセスや、またこれ以外に、御案内のように、ルール分野が幾つかございまして、未解決の課題についてそういったところで交渉が行われる、こういうふうなことを考えておりますが、今行われております首席交渉官会合において、閣僚会合で議論すべき具体的な課題について、整理をする作業が行われているというふうな承知をしております。

これは何度もここで申し上げていることではありますが、この交渉に当たっては、重要五品目などの聖域の確保を最優先する、この衆参両院の農林水産委員会決議を踏まえて、国益を守り抜くように、全力を尽くす考えであります。

日米協議に関して、特に候補者として一番御心配なさったところだと思いますが、さまざまな報道があったわけですが、交渉の具体的の中身はお答えできないわけでございますけれども、個別のラインの関税率等について、日米間で合意をしている事実はないということを申し上げておきたい、こういうふうな思っております。

○金子(万)委員 ありがとうございます。ぜひ今の御答弁の趣旨に沿って頑張っていたきたいとお願いを申し上げます。私の選挙区は鹿児島第二区、谷山というところと指宿市、そして南九州市の一部、奄美群島です。奄美群島が私は出身地であります。県議会時代は、

奄美群島から議席を得ておりました。議長や副議長を長くやっております。議会質問というのは十年ぶりぐらいになるのかなと思つて、委員会室に入つてすぐ質問というの、ちょっと戸惑いもあつたりするわけでございますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

その奄美群島、南西諸島のサトウキビ、五品目の一つに挙げられているわけですが、サトウキビ農業は日本に南西諸島だけです。そして、あの地域、サトウキビの歴史とかいろいろなことについては、もう私が申し上げることもございません。現状についても申し上げます。全くとせんが、このサトウキビ農業なくして、あの南西諸島は、島は成り立たないわけでありまして。全くの基幹産業です。台風にもある程度強くて、そういう農業形態を歴史的にずっと続けているわけがあります。

このサトウキビも五品目に入っているわけでございますけれども、南西諸島のサトウキビ農業だけは絶対に守らなきゃ、もう島そのものが消滅してしまうという危機感が当然あるわけでありまして。何とかサトウキビは大丈夫じゃないかなんていう話を私もするんですけれども、やはり、農家の皆さんは、新聞を見るたび、テレビを見るたびに、心配が絶えないというのが現状だ、こういうふうな思っております。

交付金制度と買い取り価格で成り立っておりますけれども、交付金も、自民党政権になってから四百二十億円ぐらい上げたんじゃないでしょうか。そのことについては、島民みんな感謝をいたしておりますけれども、今後の施策等を含めて、ＴＰＰに関するサトウキビ農業はどのような状況に、交渉段階で話題になっているのかを含めて、御答弁をお願い申し上げます。

○小里大臣政務官 まず、金子委員の国政への参加、そして当委員会への参加を同県人としても心から歓迎を申し上げます。そして期待を申し上げます。サトウキビについてお尋ねでございます。

言うまでもなく、砂糖は、国民の生活上不可欠な基礎的食料でありまして、その原料であるサトウキビは、委員から御指摘のとおり、南西諸島における基幹作物として、野菜や畜産等々と大きな柱をなす目でございます。そしてまた、製糖工場とともに、地域の雇用、経済を支える大変重要な役割を果たしておると認識をしております。

御指摘のＴＰＰ決議において、重要五品目の中で明確に位置づけられております。これを必ず守つていかなければなりませんし、守つていけることを確信をしております。

また、サトウキビは、戦略的な、国家にとって重要な作物として、これまでもお話をいただきましたような品目別の経営安定対策を初め、あるいは製糖工場等も含めた施設整備等、多岐にわたつて支援を行つてきたところでございます。

また、委員の方がお詳しいところでございますが、目下、単収の向上が大きな課題となつておりまして、そのために、地下ダムの整備あるいはフェロモントラップの普及による病害虫対策等を今急いでおるところでございます。

総合的に支援を図りながら、しっかりと生産振興を図つてまいりたいと存じます。

○金子(万)委員 意外と時間のたつのは早いものでございまして、もう一問ぐらいしかできないかなと思つておりますが、地元のことですとお話をさせていただきます。

指宿、枕崎、南九州市、南薩地域といいますが、これは、我が県では、露地、ハウス野菜、そしてお茶、カンショ等々、トツプを走る畑作地帯です。ここで、国営と県営のかんがい排水事業がずっと進められておまして、古いものでは四十年ぐらいになります。漏水も激しくなつておまして、農業競争力強化基盤整備事業の中で、畑かんの施設のストックマネジメント事業が始まつております。二十五年度から新規に進められているわけですが、大体十年間で五十五億から六十億といひますけれども、二十五年、二十六年、大体

二億六千、二億八千、こういうふうに予算化をされております。

これは本当に急がないと、地元の方々の早くやりたい、そんな非常に強い要望がある事業でございます。四十年近くたったものから、順次古いものから進めてはありますが、これの進捗がなかなか進まないというところもございまして、このことについて、どういう御認識を持って今後の取り組みをされていかれるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

鹿児島県の南薩地域は、畑地かんがい施設が整備されて、お茶やカンショ等が栽培されている県内有数の畑作地域であると承知しております。

御質問の事業でございますが、お話にございましたように、鹿児島県が事業主体となりまして、この地域の老朽化した畑地かんがい施設を対象に、補修、更新等により長寿命化を図るストックマネジメントを実施する県営事業でございます。平成二十五年度に着工したところという状況でございます。

この事業は、この地域の畑作農業の競争力を強化して、持続可能なものとするための基礎的な条件を整備する重要な事業であると考えておりまして、今後とも、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○金子(万)委員 もう時間もございません。

もう一つ、燃油高騰対策なんです。漁船漁業の皆さんは非常に悲鳴を上げています。漁業コスト構造改革緊急対策で四本の事業を進めていたでいて、二百二十億ぐらい補正で打っているということだと思っておりますが、この中で、特に私は評価もいたしておりますが、燃油のセーフティーネット事業ですか、これを漁船漁業の皆さん方はなかなか活用ができていない。加入率の問題も当然あるんだらうと思えます。やはり漁船漁業の皆さんがもっと活用できるようにしなければならぬ。

そこら辺について、政府のお考えをお聞かせい

ただきたいと思います。

○本川政府参考人 御指摘のように、燃油価格の高騰を受けて、漁業経営が圧迫されております。これに対応するために、昨年七月から、漁業用燃油緊急特別対策というのを実施しております。それから、昨年度の補正予算で漁業コスト構造改革緊急対策というものを措置いたしております。

これにつきましては、与党とも御相談をしながら決定をしたものでありまして、全国ベースで我々と漁業者団体で十七回の説明会を開催し、各都道府県でも個別に説明会を開催して普及を図ったところでございます。

その結果、ことしの三月末の燃油の使用量ベイスの加入率でございますけれども、従来、セーフティーネット事業自体は七二％の加入でありましたが、これが今八八％の方に加入をさせていただいております。それから、昨年の七月から実施しております特別対策につきましては、八三％の方に加入をさせていただいております。

ただ、これはあくまで燃油の使用量ベイスでございますので、燃油の使用量の大きい遠洋の方とか沖合の方が入っておりますので、必ずしも沿岸の漁家の方々が多くお入りいただいているというところではないというふうに承知しております。

今後とも、議員の御指摘を踏まえながら、燃油価格の動向を十分注視しながら、国と漁業者団体が一体となって連携をとりながら、現場へのさらなる周知に努めて、着実な実施に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○金子(万)委員 最後でございます。

日本の農業はこれだけのいいのかという思いは、農家の皆さんを含めて、いろいろな思いがございまして。大臣のこれからの日本の農業のあり方に対する御見解をお聞かせいただきたいと思えます。○林国務大臣 農業従事者が減少また高齢化する、耕作放棄地がふえるという中で、国内の農業の活性化、これはTPP交渉いかんにかかわらず、待ったなしの極めて重要な課題である、こういうふうに思っております。

このため、昨年末に農林水産業・地域の活力創造プランをまとめまして、生産現場を強化する取り組み、例えば中間管理機構の創設や生産調整の見直しを含む米政策の改革などが含まれます。また、直接支払いの創設など、多面的機能の維持発揮を図る取り組み、輸出促進や国内外の需要を拡大するための取り組み、それから、需要と供給をつなぐ、例えば六次産業化等による高付加価値化など、例えばバリエーションの構築の取り組み、こういう四本柱でプランをつくらせていただいたところでございまして、ことしはこれを実行していく元年であるということでございます。

自民党が策定した農業・農村所得倍増目標十カ年戦略の内容も踏まえて、今後の展開方向が示されたところでありますので、食料・農業・農村基本計画の見直し作業の中で、この倍増目標に向けた道筋、具体的な経営発展の姿、こういうものをより具体的イメージを描くことができるように、検討を深めていきたい、こういうふうに思っております。

○金子(万)委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、渡辺孝一君。

○渡辺孝一委員 自由民主党の渡辺孝一でございます。

今回、質問の機会を与えていただきまして、大変感謝を申し上げます。

さて、私の出身であります北海道でございますけれども、よくやく北の大地にも春が訪れまして、一次産業、特に農業の始動が各地域で顕著にあらわれ、いよいよもって、本道に北海道らしい活気が出てきたところでもございます。農水委員会の縁がございまして、北海道に遊びに来るときには、この委員会にも五名の北海道選出の議員がいらつしやいますので、いろいろな先生に電話をかけて、ぜひ北海道に遊びに来ていただきたいというふうに思います。

さて、現在、林大臣を初め政府関係者の皆様におきましては、TPPの問題や種々の農政改革、そして成長戦略、本道に大変大きな問題で、恐ら

く、この難問を解決するに当たって、日々奮闘なさっているのではないかとこのように思っています。改めて敬意を表したいと思えます。

いずれにいたしましても、地方においては、一次産業が基幹産業の町が多く、今後、後継者に引き継がれていく産業になること、そのことで地方の再生や日本の再生につながると考えております。私たちに与えられた責任というのは大変重いものだというふうに感じて、日々政治活動を行っております。

さて、質問に移りますけれども、まず一点目でございます。成長戦略について若干お聞きしたいと考えております。

先般、四月十九日ですか、私の地元は二十四の市と町のブロックがございましてけれども、この地区で、JAの組合長会、さらには北海道庁の主催によりまして、六次産業化、輸出戦略のセミナーを開催いたしました。農林水産省より担当課長を招き、二百名ぐらいに上る参加者、この参加者は、組合長を初めとした農業関係者、さらには自治体首長、あるいは商工関係者、商工会など、今後、六次産業化あるいは輸出戦略に大きくかわる面々に参加していただきました。

そのセミナーの中の意見交換、さらには、その後の懇親会の中でも非常に活発な意見が出まして、担当の佐竹課長以下、職員の皆様には大変御苦労をかけたのかなと思えますが、農水省の全面的なバックアップにより、セミナーも大成功いたしました。

その中で、総じて私を感じたことは、この六次産業化、海外輸出に關しましては、やはりしっかりと、国と都道府県あるいは市町村、さらにはJAを初めとした農業団体、商工業者、そして生産者などが、一つの目標に向かって責任分担を明確にしていかなければ、なかなかゴールに行かないのではないかとこのように私は思いますけれども、大臣の御所見を伺いたいと思えます。

○林国務大臣 先生おっしゃるとおりだと思っております。六次産業化の取り組み、これは今お

話があつたように、国や地方公共団体、JAなどの団体、商工業者、それから生産者の皆様、関係者が連携をしながら、それぞれの役割分担のもとで、目標を持って推進していくことが大変大事だと思っております。

都道府県、都道府県サポート機関、農政局、地域センター、関係団体、商工関係団体、こういう皆さんを構成メンバーとしまして、六次産業化の推進体制を構築して、こういうもので取り組みを支援しているところでございます。

関係機関のネットワークを強化して、情報共有を図りながら、それぞれの経営の発展段階、スタート地点から少し発展してきて、また大きくなっていく、いろいろな発展段階がございますので、こういう段階に応じた支援策というものを実施することで、地域ぐるみで六次産業化の取り組みが展開されるように推進をしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○渡辺(孝)委員 ありがとうございます。

であるならば、やはり国としての責任を、数多くある中で、参加者の声としては、本当に単刀直入な声でございますけれども、要するに出口までは我々が頑張らなければいかぬ、しかし、出口、いわゆる日本から海外に行くという話になると、とてもじゃないけれども、我々では太刀打ちできないという声が多くありました。

具体的な例としては、例えば海外との交渉、これは特に国と国のルール等々にも大きく影響が出るでしょう。また、拠点づくりに関しまして、ただ単に地元にある備蓄倉庫あるいは各種施設を使うだけで、果たしてしっかりとした輸出戦略ができるんだらうか。また、いわゆるコンダクター、総合的なプランニングをしつかりと立てられる人が果たして地域にいるんだらうか。

佐竹課長以下の説明の中には、いわゆる人材派遣や育成の点まで触れていたが、地元でも育てなきゃいけないというふうには思いますけれども、そこまで行くのにかなり時間を要するのではないかというふうに思いました。

もちろん出口までは、先ほど言いましたように、地域の問題ではございますけれども、何か国として、やはり責任分担の中でしっかりと指導を、さらには、これからも地方を引っ張っていくような制度、政策を打っていただくことを心からお願ひ申し上げたいというふうに思います。

次に、農政改革につきまして、地元の農業関係者には、正直言ひまして、まだびんときておりません。JAを中心に、この改革につきまして、しっかりと窓口を創設し、農業者の方々に逐一説明をしているようでございます。担当の方と会いまして、いろいろとお話を聞いたところ、先生、とどのつまり、私の所得はこの秋どうなるんだろ、というのが非常に究極的な質問で、大変多いというふうにお聞きしました。

そうはいいまして、個々の経営体の状況というのは当然複雑で、なかなかJAの職員は、事細かく詳細に指示、御説明できない、そういうことも聞かせていただきましたし、当然、出来高あるいはできぐあい、さらには市場の原理等々も、いろいろなことが絡むのでそこまではいかなんてすけれども、理解していただくには、まだかなり時間が必要ではないかというふうに感想を言っております。

林大臣がよく言われますけれども、いわゆる生産性を向上することは、これはもう大いにやっていかなければいけない。しかし、その一方で、やはり経費の削減というのもしっかりやっていかなきゃいけない。そのことで所得向上に大いにつながら、私も同感でございます。

確かに、経費削減がどこまでできるか。これは、まずは農家個々人の努力が原点だと思ひますけれども、今当地では、実は農水省の面々と、いわゆるICTを活用した農業というものの研究に入っております。この実現性というのは、かなり魅力はあるんですけれども、まだまだ一般化されるには時間がかかるのかなと思ひます。

関係者と話をすると、例えば無人作業機で作業が進んでいくということになれば、八十歳になっ

たつて農業ができるよ、あるいは中学生ぐらいの子供でも、今のICT世代の子供たちなら、機械の操作というのでも十分できるのではないかと。そういう意味では、無限の可能性があるというお話を実は聞きました。

さらには、GPSを活用した農業散布等々の状況をしつかりと衛星上から確認できれば、一度まいたところにさらにまた農業を散布しなくてもいい、そのことによつて経費も削減するのではないかとという研究まで進んでおります。

ですから、私は、これからの人口減少、さらには労働力不足、高齢化、いろいろな問題がありますけれども、ぜひこのICTを農業にどんどん活用していただけたらなと思ひますけれども、農水省はどこまで進んでいるんでしょうか。

○佐藤政府参考人 渡辺先生の御質問にお答えします。

今先生御指摘いただきましたように、ロボット技術あるいはICTの活用というのは、農業分野において、労働力不足あるいは高齢化といったさまざまな問題を抱えている中で、その克服につながるものと期待されておられて、先生の地元の北海道では、先ほど出ておりましたが、施肥などの農作業の省力化、効率化に向けて、農業用GPSガイダンスの導入が進んでいると承知しておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、農水省では、ICTの導入による生産性向上や経費削減等の効果を定量的に検証するための実証事業、これは全国四地区でございますが、これを本年度から開始したところでございます。

この実証で得られました成果につきまして、成功モデルとして全国展開することにより、我が国農業の生産システムの高度化を図つてまいりたい、こんなふうと考えているところでございます。

○渡辺(孝)委員 今の農業の抱えている問題の解決の一助になっていただくように、ぜひ局長、これからよろしくお願ひ申し上げます。

いわゆる成長戦略の中で、農地集積という目標がございます。

我が北海道は、例えばお米に關しまして、日本全国の平均一戸当たりの作付が一ヘクタール、ところが北海道は七ヘクタール。実に七倍になりますけれども、農地集積はさらに加速していくのではないかとこのように思ひます。そういう大型になる時代が、今も現象として起こっておりますけれども、今後もそれにますます拍車がかかってくるのではないかとこのように思ひます。

それに伴ひまして、やはり農機具等の機材関係の負担も比例していくのではないかとこのように私は思ひます。というのも、現場の農家の方々にいろいろ聞きますと、たしか十年ぐらい前は七十馬力が主体となつた機材、機具関係が多かつたところが、これからは百馬力の機能を持つた農機具が必要な時代が来る、また農地がそれだけ広くなつていけば、それだけの力がないとなかなか農作業が進まない、そんなお話を聞きました。

先ほどICTのお話を申し上げましたけれども、例えばICTを搭載した機材に關しまして、今の国の制度の中ではしっかりと補助制度がございまして、大変地元では喜んでおりました。しかしながら、残念なことに、従来の農機具にICTの設備を搭載した場合に補助対象にならないというところで、ちょっとちぐはぐではないかというふうな意見が出て、先生、農水省に何とかかけ合つてくれなというところがございます。

それで、私も申し上げたこともありましたが、それが今どうなつていのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○奥原政府参考人 ICT、特にGPSを搭載した農業用の機材の問題でございます。

GPSを搭載いたしますと作業が正確にできるようになりますので、例えばトラクター等の走行距離が短くなる、あるいは作業時間も短くなる、それから、作業の重複ですとか作業漏れの地域もなくなるということで、やはり作業の効率化に相当地効果があるというふうに考えております。

従来は、経営体育成支援事業で機械の助成をいたしますときに、GPSを搭載されている機械を取得する場合は対象になっておりましたが、機械を持つていう場合に、GPSだけを後から取得してつけるという場合には補助の対象になっておりませんでした。

ですが、ここにつきましては、各都道府県等からの要請もございまして、二十六年から運用を改正しておりまして、GPSを単独で取得して機械に装着をするという場合につきましても、ほかの用途に使われない、それから農業経営において本当に必要であるといったような要件を満たしていただければ、これも助成対象にするという形で運用改善を図ったところでございます。

○渡辺(孝)委員 ありがとうございます。

ぜひ、このICTの活用につきましては、もともとと地元の研究等々の方々と議論をしながら、一地域だけの話ではなく、全国的に今の農業の抱えている問題の解決の一助になるように努力しますので、これからは御指導をよろしくお願い申し上げます。

最後になります。もう大臣は耳にたこができるぐらい、おまえ、もうわかっているだろうというふうに言われるかもしれませんが、TPPについて若干お話を申し上げたいと思います。

実は、これも我が地元というか全国にあると思うんですが、地方議員連絡協議会というのがございまして、二十四の市と町の空知という我がブロックの中には、自民系、保守系のいわゆる市町村議員が百余名いらつしやいまして、先般、その総会に出席をいたしました。

そんな中で、TPPの話、その際、林大臣の言葉や、もちろん安倍総理や幹事長の声を、私が代表させていただき、しっかりと皆様方に御理解をいただくよう、そして、みんなで頑張ろうというようなかかけ声をかけるのはいいんですけれども、逆にその総会の席で質問を受けて、こんなことを言っている方もいらつしやいました。石破幹事長が言うには、統一地方選挙は第三ステージだ。

つまり、この統一地方選挙をもって、初めて本物の政権になるんだということを言っているはずなのに、なぜこの統一地方選挙に向けて、いわゆる消費税の問題や、あるいはTPPの問題で我々に責任を押しつけるんだというような質問をされたときに、正直言ったじじいになりました。

もちろん地方議員の皆さんに、ここにいらつしやる国会議員の皆さんも、もちろん政府も、何も地方議員に責任を押しつけるなんてこれっぽっちも思っていないはずなんですけれども、なかなかその辺がうまく伝わっていない。そして、結局、中には、国政選挙でしっかりと信を問えばいいじゃないかというようなお声もございました。

また、ほかの例で言いますれば、おとつい西村副大臣が札幌に入りまして、その際、経済団体の方々との懇談で、私も参加をさせていただきまして、たけれども、商工会議所の高向会頭が、正直に、我々経済界としてもTPPには断固反対ですという発言をされました。北海道はTPPにつきましては非常に厳しい風が吹いております。

そんな中、日がわりのようにマスコミで報道されることについて右往左往し、そのたびに地元に戻り、大臣がこう言っている、総理はこう言っているよ、マスコミの言っているのはあれはでたらめだとか話半分だと言って納得してもらい、そしてまた東京に帰ってきて、逆にいろいろな動きがある中で、その堂々めぐりを繰り返していくうちに、私は、何だかおかしい話になるのではないかと、うふうに思っております。

いま一度、大臣の御決意を聞かせていただき、その声をぜひ地元へ伝えたいと思いますので、よろしく願います。

○林国務大臣 先生のお地元の北海道は、パレイショ、生乳、てん菜、小麦、これは全国一位、米や肉用牛も全国有数の生産地でありまして、我が国の農業生産額の一割、一二%を占める大食料供給基地でございます。

今お話もありましたように、一次産業の方にとどまらずに、そういった意味で、二次産業、三次

産業に至るまで、農林水産物の加工、流通、販売に従事する方は非常に多い、こういうふうに承知しております。

こういうような関係者の全ての皆さんが、TPP交渉について、関税撤廃による国内生産への影響を懸念して、不安の声を表明しているということとは十分伝わってきておりまして、認識しております。

TPP交渉に当たっては、このような方々の声に十分耳を傾けながら、北海道を含む我が国の農林水産業、その関連産業に与える影響に留意しつつ、衆参両院の農林水産委員会決議も踏まえて、国益を守り抜くように、全力を尽くす考えでございます。

○渡辺(孝)委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、樋口尚也君。

○樋口委員 公明党の樋口尚也でございます。経済が大事だということで、きょうは、株式会社から商品先物まで扱う総合取引所構想についてお伺いをしたいと思います。

世界では、株式に加え、金や原油、そして農産品など、商品先物も取引できる総合取引所が主流となっており、政府もその創立を目指しているところでございます。具体的には、商品先物を扱う東京商品取引所と日本取引所グループの統合が想定をされておりますが、監督官庁が違うことなどから、幾つかの課題も指摘をされているところでございます。

そこで、まず我が国の商品先物市場の現状について。

世界の商品先物取引がこの十年間で六倍に伸びている一方で、農産品を含めた我が国の商品先物取引は五分の一に減少をしております。国内取引所について、一九九〇年初めには十六カ所あった商品取引所が、昨年、東京穀物商品取引所の解散により、現在は、東京商品取引所と大阪堂島商品取引所の二カ所になりました。

そこで、まず東京穀物商品取引所の解散の経緯について御説明をお願いいたします。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。東京穀物商品取引所は、取引量の減少に伴う収支の悪化を踏まえまして、平成二十四年五月に、平成二十四年度内の解散及び関係取引所への市場移管を表明したところでございます。

その後、東京穀物商品取引所は、平成二十五年二月二十八日の臨時株主総会で解散を決議いたしました。同年三月十九日付で農林水産大臣の認可を受けたところでございます。

なお、東京穀物商品取引所が扱ってございました商品については、平成二十五年二月十二日に、米以外の農産物は東京商品取引所に、米は大阪堂島商品取引所に市場移管を行ったところでございます。

○樋口委員 今御説明いただきましたとおり、東京穀物商品取引所に上場された農産品については、東京商品取引所と大阪堂島商品取引所に移管をされたところでございますけれども、商品先物市場の現状について、農水省はどのように評価をしているか、お答えください。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。農産物先物市場の取引量につきましては、全般的に大幅に減少しております。近年では、ピークであった平成十三年の三千四百九万枚と比べまして、四十分の一程度となっているところでございます。

この要因といたしましては、我が国の農産物先物市場につきまして、FX等のほかに魅力的な金融商品が登場したこと、また、現物受け渡し等の取引ルールや商品設計などの点で当業者が使いづらいついたような面があったこと、それから、取引業者に対し累次の規制強化が進められたことなどが指摘されておるところでございます。

○樋口委員 今お話がありましたように、ピークの四十分の一になっている。けれども、世界はふえている、日本は減っている、こういう現状かと思えます。

今後、中国、そして他のアジア諸国のさらなる経済成長が見込まれる中、アジアにおけるコモ

ディティール、商品の需要の拡大は必至でござい  
ます。トウモロコシや大豆といった穀物の輸入国で  
ある我が国にとって、こうした輸入品へのリスク  
ヘッジのためにも、商品先物市場の活性化は重大  
な課題でございします。

この商品先物市場の活性化という課題につ  
いて、農水省としてどのような方策を検討してい  
るのか、御説明をお願いしたいと思います。

○林国務大臣 今お話がありましたように、商品  
先物市場は、公正かつ透明な価格を形成する機能、  
それから価格変動リスクのヘッジ機能、新たな販  
売先の提供など、産業インフラとして欠かせない  
機能を担っておるわけでございします。

今のまま取引量の減少傾向が続きますと、農  
業者や食品産業事業者などの当業者にとって、原  
料等の調達コストの安定、生産物の販売価格の変  
動リスクの回避など、経営の安定を図るための手  
段がなくなってしまう、こういうことになりまし  
るので、産業インフラとしての機能が担えなくな  
るおそれがあるわけであります。

こういうふうにならないように、商品先物市場  
の振興を図る観点で、取引所において、まず取引  
実態を踏まえた商品設計の見直し、それから商品  
先物取引業者の外務員等に対する研修の充実な  
ど、市場活性化に向けた取り組みが進められてい  
るところでございします。

また、政府における規制改革実施計画を踏ま  
えまして、企業における商品先物制度の利用実態に  
即した会計制度を整備する観点から、先物取引の  
損益を会計年度をまたいで通算可能といたします  
ヘッジ会計制度の整備に向けた検討に協力をして  
いるところでございします。

農林水産省として、商品先物市場が産業イン  
フラとしての機能を引き続き発揮できますように、  
市場活性化に向けて、取引所に対する指導助言な  
どに努めてまいりたい、こういうふうに思ってお  
ります。

○樋口委員 ありがとうございます。

その指導助言を続けていただいて、さまざま

方策をやり、活性化に努めていこうということ  
ですが、要するに、外国人の投資家や機関投資家  
が入ってこないことには、参加者が拡大しないこ  
とには活性化というのは生まれにくいわけだとい  
うに思っているところです。

そして、商品先物市場の活性化のために、市場  
の信頼性の確保が重要な課題でございします。

商品先物取引については、過去の業者による被  
害拡大が社会問題化し、平成二十一年の旧商品取  
引所法の改正を受け、平成二十三年から不招請勧  
誘が禁止をされたところであります。

一方、今般、商先法の省令改正案がパブリック  
コメントにかけられましたが、この不招請勧誘の  
禁止を換骨奪胎しようとしているとして、消費者  
委員会などから反発を招いているというふうに報  
じられているところでございします。

私は、市場の信頼性を失うような措置は商品先  
物市場の活性化にはつながらないというふうに考  
えております。農水省は、どのような趣旨でこの  
省令改正案をパブリックコメントにかけ、そして  
パブリックコメントが終了した現時点でどのよう  
に対応していくおつもりなのか、御説明をお願い  
したいと思ひます。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の  
見直しの関係でございしますけれども、商品先物取  
引市場につきましては、先ほど申し上げましたけ  
れども、FX等の他の魅力的な商品の登場等に加  
えまして、取引業者に対する累次の規制強化等も  
あったことから、取引量が大幅に減少し、産業イ  
ンフラとしての機能が維持できなくなるのではな  
いかといった懸念が生じているところでございま  
す。

このため、市場活性化のための取り組みの一つ  
として、先生がおっしゃいましたように、昨年六  
月十四日に閣議決定された規制改革実施計画にお  
きまして、勧誘等における禁止事項について、顧  
客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を  
行う、こういったことが決められているわけでござ

います。

今般の不招請勧誘禁止規則の見直しにつしまし  
ては、この閣議決定を受けたものでございします。  
今回の見直し案につきましては、FXなどのハ  
イリスク取引の経験者でどうか、ハイリスク取引  
について十分な理解があることを確認することが  
できた者のうち、七十歳未満であつて、年金生活  
者でない者、こういう方々に限りまして、電話  
訪問勧誘による取引を可能にする内容となってい  
るものでございします。

この見直し案に対しまして、先生お話がござい  
ましたように、消費者委員会から、電話、訪問勧  
誘を事実上解禁するに等しいものであり、消費者  
保護の観点から見て重大な危険をはらむものであ  
るとの意見が出されているところでございします。  
こうした中で、この見直し案につきまして、五  
月七日にパブリックコメントの募集を終了いたし  
まして、現在、その内容を整理しているところで  
ございします。

農林水産省といたしましては、今回の見直し案  
は、取引内容についてきちんと理解できる者のみ  
を対象として行うものでありまして、消費者保護  
に十分配慮したものであると考えております。

今後は、消費者委員会の意見ですとか、パブリッ  
クコメントにおいて提出された意見の内容も踏ま  
えまして、三省庁間で意見交換を行い、市場活  
性化と顧客保護の双方を満たす内容で規制の見直  
しができるように実施してまいりたいと考えてお  
ります。

○樋口委員 市場の信頼性ということをベ  
ースに、ぜひ実質的な協議をお願いしたいと思つてお  
ります。

私は、商品先物市場の活性化という課題に対  
する方策として、総合取引所を実現することが一つ  
の解であるというふうに考えております。

総合取引所構想は、第一次安倍内閣時から我が  
国の重要な政策課題として掲げられたものです  
が、これまでの議論の経緯を金融庁から御説明い

ただきたいと思ひます。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

総合取引所は、平成十九年に、第一次安倍内閣  
の経済財政改革の基本方針二〇〇七、いわゆる骨  
太の方針におきまして、取引所において株式、債  
券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品ぞ  
ろえを可能とするための具体策等を検討し、結論  
を得るとした閣議決定が行われました。この閣議  
決定がされて以来、政府の方針として掲げられて  
きた政策課題でございします。

第二次安倍内閣におかれましては、昨年、平成  
二十五年一月には、日本経済再生に向けた緊急経  
済対策が閣議決定されました。そこにおきまして、  
アジアナバーワン市場の構築、日本総合取引所  
の創設に向けた取り組みの促進という記述が盛り  
込まれました。

さらに、昨年六月には、規制改革実施計画が同  
じく閣議決定されました。その中で、総合取引所  
の実現に向けた取り組みの促進が改めて政府の方  
針として確認されたところでございします。

このような状況のもと、本年三月には、平成二  
十四年に改正、公布いたしました金商法が施行さ  
れました。総合取引所を実現するために、商品デ  
リバティブ取引を金融商品取引所において取り扱  
えることとし、総合取引所における商品デリバ  
ティブ取引については、金商法に基づきまして、  
金融庁が一元的に監督することといった内容の規  
制監督等の法制面での枠組みが整備されたところ  
でございします。

また、昨年、平成二十五年一月に、東京証券取  
引所と大阪証券取引所が合併いたしました。それ  
によって誕生いたしました日本取引所グループに  
おきまして、取引所ごとの機能別再編が進められ、  
本年三月に、金融デリバティブ取引について大阪  
取引所に一元的に集約されたところでございまし  
て、総合取引所の中核となる取引所の体制も整  
いつつあるところでございします。

しかしながら、既存の金融デリバティブ取引の  
みならず、新たに商品デリバティブ取引をも取り

扱おうとする総合取引所を具体的にどのような形で実現していくかという検討については、残念ながら、これまでのところ、はかばかしい進展がないといったところでございます。

○樋口委員 世界的に見ましても、対象となる資産が金融であつてもコモディティーであつても、一つの取引所で取引できるという総合取引所が主流でありまして、間違いない事実でございます。また、かつてライバルであつた、先ほどお話もありましたが、東証と大証さんが一緒になって、合併をして、日本取引所グループとなり、世界、特にアジアの中で競争していこうというふうになされているところでもあります。アジアの中でも、例えば香港取引所によるロンドン金属取引所の買収や、シンガポール取引所の合併による総合取引所化が進んでいるところでございます。

こうした中、世界に通用する総合取引所を一刻も早く実現するために、その取り組みを強化していくことは、政府の成長戦略の一環として、第二次安倍内閣においても閣議決定をされ、総合取引所の実現は、低迷している我が国の商品先物市場の活性化に資するものだと考えます。

また、先ほど答弁がありましたけれども、足元の状況としましては、本年の三月には、総合取引所を実現するための平成二十四年改正金商法が施行され、総合取引所における規制、監督の枠組みが整備をされました。また、本年三月には、J-PXグループにおけるデリバティブ市場は、私の地元である大阪取引所に集約をされたところでございます。

大阪は、一七三〇年に江戸幕府が先物取引を公認した先物取引発祥の地でございます。大阪取引所のデリバティブ取引が活発になれば、大阪の、関西経済の活性化にもつながると確信をしているところでございます。

今般施行された改正金商法においても、金融庁と農水省、経産省との事前協議、同意の規定が整備をされています。これは、商品の生産、流通への配慮という趣旨を伺っておりますけれども、こ

の規定があることをもって、総合取引所の実現を先送りするようなことがあつてはならないと考えております。それによつて総合取引所の早期実現が妨げられるようなことになれば、それは商品先物市場の活性化を損ない、また、大きく国益を損なうこととなります。

我が国の商品先物市場の活性化には総合取引所の実現が不可欠だと思ひますけれども、金融庁、そして農水省、それぞれのお考えをお聞かせください。

○遠藤政府参考人 先生御指摘のとおり、世界の取引所は、高度化するシステム設備投資に耐え得る経営基盤を確立し、価格形成の主導権でありま

すとか、顧客基盤の拡大を通じた投資資金を獲得し、グローバルな競争に対応するために、取引所同士との統合、連携を進めているところでござい

ます。そうした中で、我が国における総合取引所の実現は、証券、金融、商品取引の垣根を取り払い、日本の金融資本市場の国際競争力を強化し、投資者に対する多様な投資機会の提供を目指すものであります。

さらには、世界的な拡大の流れとは対照的に縮小してきてしまつております日本の商品先物市場を、反転、活性化するための方策となり得るものと考えております。すなわち、総合取引所の実現により、多様な顧客基盤を抱える証券会社などの参入を促し、市場参加者の質、量の拡大を通じて市場にとつて最も重要な流動性の向上を図り得る

と考えております。金融庁といたしましては、総合取引所を一刻も早く実現することが、我が国の商品先物市場の活性化のためにも極めて重要であると考えております。その早期実現に向けて、引き続き、関係省庁、取引所等への働きかけに積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○林国務大臣 総合取引所構想は、昨年六月の規制改革実施計画において、改正金融商品取引法の着実な実施を初め、総合的な取引所の実現に向け

て所要の整備に積極的に取り組む、こういうふうなされておりました、我々としても、関係省庁と連携して関連規定の整備等を進めてきたところであります。

農林水産省として、早く総合取引所の実現について取り組みたいと考えておりました、速やかに、関係省庁とよく連携しながら、関係者とも連携しながら進めてまいりたいと思ひております。

なお、この事前協議に関する規定についてお話がございましたが、これは農林水産物について、総合取引所で先物取引が行われることになった場合の生産、流通に対する影響を勘案して、あらかじめ必要な措置を講じることができるよう設けられていたものでございまして、この規定によつて実現が先送りされる性質のものではないというところでございます。

○樋口委員 ありがとうございます。

今、大臣からも早く、速やかにというお話をいただいたところであります。

総合取引所構想は、中国が力をつけている中、我が国が農産物におけるプライスリーダーにもなれるチャンスだというふうに思ひますので、早く、速やかにという点。

江戸時代中期に、大阪の米相場で、他の地域に米のプライスを最も早く伝達をしなければいけない、そのときに発達をしたのが旗振り通信でございます。この江戸時代中期の旗振り通信は、何と、その時代、大阪から和歌山までたった三分、京都まで四分、大津まで五分、そして岡山まで十五分、広島まで二十七分で通信をできたという史実もござい

ます。まさにスピードが日本の先物の原点だというふうに思ひております。

ぜひともスピード感を持って、総合取引所が実現されることを心から要望をし、質問を終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 生活の党の鈴木でございます。私は、きょうは、木に特化して少し御質問をさせていただきます、このように思ひています。

本当にいい季節になりました。木々の緑が目には鮮やかというの、まさに今の時期をいうのではないかなというふうに思ひますが、いずれにしましても、木の重要さは今さら言うまでもありません。国土の保全、水源の涵養、そしてまた地球温暖化防止等々、まさにいろいろな働きをしてくれているのが木だというふうに思ひています。そしてまた、我々の生活に欠かすことのできないのが木である、このように思ひています。

そういう意味で、日本の木をどのように振興させていくのか、そしてまた木の恩恵に浴していくのかという視点で少し質問をさせていただきます。

もう皆さん方御存じのように、我が国の森林資源というのは、今非常に大きなものになってきております。蓄積量というんですか、四十九億立方メートルというところで、一年に一億立方メートルずつの資源が増加しておるということであります。これは本当に、ある意味では大きな我々の財産であります。もちろん、先輩たちの努力で今日があるわけであり

ます。その上、利用可能ないわゆる人工林が非常に多く、例えば四十六年生、ですから、四十六年前に植えられたということですが、そういった人工林が全国で五一％、もう五割を超えておるということでございます。私は愛知県であります、私の地元でも約七割が人工林ということでありまして、ある意味で、日本の森林が本格的な利用時期を迎えたと言つても過言ではないというふう

に思ひています。それで、まさに今こそ、林業を活性化し、森林を再生させる、ある意味では絶好の機会だ、このように思ひておりました、そういう観点から何点か御質問をさせていただきたいんです。

我が国の森林資源が充実してきたということを申し上げたわけですが、やはりそれは積極的に利用されて初めて意義があるということであり

ます。農林水産省として、このような木の利用

みえるのか、その辺をまず最初にお伺いをしたい  
と思います。

○沼田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、我が国の森林資源でござ  
いますけれども、本格的な利用期を迎えておりま  
す。そういった中で、私どもとしては、林業の成  
長産業化や地域の活性化、こういったものを図っ  
ていく必要があると考えておりまして、施業の集  
約化や路網整備等の川上対策とあわせて、木材需  
要の拡大など川下対策を一体的に講じていくこと  
が重要であると考えております。

このため、昨年十二月、官邸の本部において決  
定されました農林水産業・地域の活力創造プラン  
でございまして、こういったことも踏まえ  
まして、中高層建築での活用が期待できるCLT、  
クロス・ラミネートッド・ティンバーでございま  
すけれども、こういった新たな製品、技術の早期  
実用化に向けた支援、木造公共建築物の整備等  
に対する支援、三つ目には、木造住宅の建築等に対  
しポイントを付与いたします木材利用ポイント事  
業の実施、そして、木質バイオマス利用施設の整  
備や全国的な相談、サポート体制の構築といった  
ものに対する支援、こういったものに総合的に取  
り組んでいるところでございます。

私どもとしても、木材需要の拡大、地域の活性  
化等に積極的に取り組んでまいりたいと考えてい  
るところでございます。

○鈴木(克)委員 今長官がお答えいただいたよう  
に、いろいろとやっていただいておりますというこ  
とはわかるわけでありまして、本当の意味で  
我が国の財産である森林・林業が十分活性化をし  
てきているのかということを見ると、私は、まだ  
まだ不十分な点があるのではないかなというふう  
に思います。

ここの二、三年でありますけれども、私の地元で  
小学校や町の庁舎が幾つか建てられました。新城  
市というところで黄柳川小学校、設楽町で設楽町  
の庁舎、それから東栄町で東栄小学校ということ  
で、これは全て木を使ってつくられたということ

で、私も完成のたびにお招きをいただいて拝見し  
てくるんですが、鉄筋の校舎と木造の校舎と二つ  
並べるわけではないのであれでなければ、本当  
に子供たちが喜んで、喜々として遊んでおる、学  
んでおるという姿を見て、やはり日本は木の民族、  
木の文化なんだなということを改めて私は痛感し  
ておるわけでありまして。

先ほど長官がおっしゃったような形でさらに普  
及をしていくという上において、やはり大事なの  
は、広く一般の人々に国産材の重要性というもの  
を理解していただくことだと思っております。

ここで私は思うんですが、木を植えることはい  
いことだ、しかし、木を切って使うことは破壊で  
あるというふうな一つの考え方があるように私は  
思うんです。マイ箸運動というのは、別にそれを  
私はいかぬとは言いませんけれども、何か本当に  
木を生かすのが果たしてそれであるのかというこ  
とを考えていくと、若干違うんじゃないかなとい  
うふうに思っております。

そこで、林業の活性化、それから森林再生や地  
球温暖化の防止、そして国土の保全等につながっ  
ていく木材利用の意義や大切さをさらに多くの  
人々にわかってもらうための普及啓発ということ  
が私は大事だというふうに思っておりますが、その普  
及啓発についてどのようにお取り組みをいただい  
ておるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○沼田政府参考人 御指摘いただきましたように  
に、今私どもにとって大事なものは、木を切って使  
うこと、国産材を積極的に利用して我が国の森林  
資源を循環させていく、こういったことの大切さ  
というものを広く国民の皆様方に理解していただ  
くことが重要だというふうに認識しております。

私どもといたしましては、このために、シンボ  
ジウムやイベントの開催を初めとした、各種メ  
ディア等を通じたさまざまな広報活動、こういった  
ものを積極的に実施しております。

例えば、木質空間は、湿度を調節する作用があ  
るであるとか、安らぎを与えたりフレッシュささ  
せる効果がある、あるいはインフルエンザによる

学級閉鎖の数が少ないとか、こういった木材のよ  
さを訴えております。

また、あわせて、タレントの方を木材利用  
ポイントのPR大使、こういった大使に任命させ  
ていただいたり、木遣いのよさについて御発言をい  
ただきましたり、あるいは、今現在、実は林業を  
素材にした映画「WOOD JOB!」が公開さ  
れておりますけれども、この映画の宣伝とあわせ  
て、監督や出演者から森林・林業の実情等を繰り  
返しお話ししていただくなどして、幅広い層への  
PRができるように工夫しているところであります。

また、いわゆる教育活動の一環として、親子で  
木と触れ合う、こういった木育といったものの取  
り組みも進めているところでございます。

今後とも、私どもとしては、あらゆる機会を活  
用して、木材利用の必要性、重要性について国民  
の皆様方の理解を深める取り組みというものを進  
めてまいりたいと考えているところでございま  
す。

○鈴木(克)委員 先ほど私も地元の例を申し上げ  
たんですが、おっしゃるように、確かに、例えば  
教室なんかでも、木の教室に入った子供たちはや  
はり表情も違うし、非常に感性豊かな子供が育っ  
ていくというふうに私は思っております。

そこで、ちょっと視点を変えてみますが、我が  
国は今から人口が減少していくということであり  
ます。人口減少時代に入るといことです。した  
がつて、今後、いわゆる住宅着工戸数といいま  
すか、これが大きく伸びていくということは考えに  
くいわけですね。そういう中で、では、どうす  
るかということでもあります。

現在は鉄骨づくりや鉄筋コンクリートづくりが  
主体となっておりますいわゆる中高層の建築物、  
何か高いものは木には向かないんじゃないかとい  
うような一つの観念があったやに思っておりますが、  
先ほどちょっと長官からも出ましたCLT、クロ  
ス・ラミネートッド・ティンバーというんです  
か、これがヨーロッパでは非常に盛んで、いわゆ

る中高層の建物がこれによってつくられている、  
こういうような報告も実は聞いておるわけであり  
ます。

ここに資料があるんですが、非常に断熱  
性が高い、それから耐火性、強度が期待できると  
いうことで、これをやはりどんどん進めていくと  
いうのがある意味ではまさに林業そして木の活性  
化につながっていくというふうに私は思うわけ  
です。

我が国において、先ほど申し上げたCLTの普  
及に向けて、農林水産省としてしっかり取り組ん  
でいくべきだというふうに私は思っておりますが、そ  
の点の御見解をお示しください。

○沼田政府参考人 御指摘いただきましたよう  
に、中高層建築物等で利用が期待されますCLT  
の普及でございまして、林業の成長産業化  
にとつても極めて重要だと考えております。

農林水産省といたしましては、CLTの品質等  
の基準を定めましたJAS規格でございまして、  
これを昨年十二月に制定いたしました。また、J  
AS規格に適合したCLT製品が早期に生産、流  
通されるよう、現在、関係団体に対して働きかけ  
を行っているところでございます。ことしの三月  
でございまして、国土交通大臣の認定を受け  
けた、我が国で初めてのCLT建築物が高知県で  
竣工したところでございます。

私どもといたしまして、国土交通省とも連携  
を図りながら、CLTの早期普及に向けまして、  
建築関係の一般的な基準の策定に必要となる強度  
データの収集、あるいはCLTを用いた建築物を  
実証する取り組みの支援、こういったものに積極  
的に取り組んでまいりたいと考えているところで  
ございます。

○鈴木(克)委員 続いて御質問をさせていただきます。

市場の関係者にお話を伺うと、実は、国産材と  
いいますか、丸太や製材品が安定的に供給される、  
ここがやはりポイントだというふうにとなたも  
おっしゃるんですね。現在の国産材の供給体制と

いうのはやはり問題がある、脆弱であるというふう

に聞いておりますし、私もそのように見ておるわけであり

○沼田政府参考人 お答え申し上げます。

国産材の利用を拡大していくということのためには、新たな木材需要の創出とあわせて、量、価格、質、こういった面において、住宅メーカーを含む需要者の方々のニーズに応じた国産材、こういったものを安定的、効率的に供給する体制を構築していくということが重要な課題と認識しております。

このため、私どもとしては、路網の整備や森林施業の集約化の推進、さらには民有林と国有林が連携して木材供給量を増大させていく取り組み、あるいは流通経費を削減するためのストックヤードの整備等の川上対策、こういった一連の対策を打っております。

また、こういったものとあわせて、生産効率を高めるための木材加工流通施設の整備など、いわゆる川中、川下対策と呼んでおりますけれども、こういったものに総合的に取り組んでいるところでございます。

先ほど先生からお話ございましたように、我が国の森林資源は年間一億立方増加しております。こういった資源の増加というものの背景にしながら、私どもとしても、需要者のニーズに応じた国産材が安定的、効率的に供給できるような体制、こういったものを構築してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木(克)委員 鶏が先か卵が先かという話になるわけですが、やはり供給がきちっと整え

られてくれば商売になりますよという反面、どんな需要があれば供給はふえていきますよという面もあるわけですね。卵が先か鶏が先かという論争をしておつてもしょうがないわけで、毎年一億トンずつ出てくるんですから、少なくとも一億トンは市場に出していくんだ、そしてそれを政策的に使っていくんだというぐらゐの迫力を持った展開をしていただかない限り、この議論は本当に何年繰り返しても私はちがが明かないというふう

○沼田政府参考人 お答え申し上げます。

また視点を変えて申し上げます。ちょっと、さっきのCLTのような、大型のものもやっ

○広畑政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、木造住宅供給の担い手

また、木材供給者や工務店が連携して取り組みます、地域の気候、風土に合った木造の長期優良住宅への補助を行います地域型住宅ブランド化事業によりまして、大工職人の技術力向上のための環境整備を図っているところでございます。要件

を満たしました住宅について、一戸当たり百万円を上限に補助を行っております。

○鈴木(克)委員 最後の質問にさせていただきます。

大臣、今いろいろと私は申し上げてきました。本

そこで、例のオリンピック・パラリンピックに

○鈴木(克)委員 終わります。

○林国務大臣 一億立米、これはスカイツリーの

高さ十六個分を百平米分だそうでございます、これぐらい毎年木が伸びている、こういうことだ

したがって、オリンピック・パラリンピック競

日本の和のよさや東日本大震災からの復興の取

○鈴木(克)委員 終わります。

○坂本委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 民主党の大串博志です。

まず、PPPの話から入らせていただきたいというふうに思います。

率直に農水大臣にお答えいただきたいと思いますが、今般の日豪EPAの農林水産品に関する合意内容、例えば、冷蔵肉に関しては四割削減、冷凍肉に関しては約五割削減、しかも、一年目に物すく下がるんですね。

セーフガードがあるとはいえ、こういった関税の引き下げが決まったということに関して、農林水産委員会決議においては、「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。」こう書かれていますが。農林水産大臣は繰り返し、これを踏まえて交渉に当たるとおっしゃってまいりましたけれども、結果は決議を踏まえたものになっていると大臣はお考えか、お答えいただきたいと思っています。

○林国務大臣 決議との関係でございします。

日豪は、二〇〇七年の四月から交渉を開始しております。オーストラリアは、何といつてもケアンズ・グループの中心でありまして、農産物の大輸出国であります。全品目の関税を撤廃しろ、こういう要求を豪州から受けておりましたが、今御指摘のあった衆参両院の決議を踏まえて、政府一体となって、交渉期限を定めずに、粘り強く全力で交渉を行ってきたところでございます。決議一号、二号の関係で、そういうことを申し上げたいと思います。

また、決議に明記されている米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖について、豪州側から一定の柔軟性を得たために、交渉を中断せずに継続しまして、今回大筋合意するに至ったところであります。これは決議三号の関係でございします。

特に、牛肉について、関税撤廃を強く要求する豪州と粘り強く交渉した結果、今触れていただきましたように、冷蔵と冷凍の間に四%の税率差というものを設けさせていただきました。また、現行以上の輸入量となったときに関税を現行水準に戻す効果的なセーフガード、それから長期の関税率削減期間、こういうものを確保するというところで一定の柔軟性が得られまして、国内畜産業の健

全な発展と両立し得る関税削減の約束となったところでございします。一号、二号関係でございします。本協定の締結の効果、影響に今後留意しながら生産者の皆様を引き続き意欲を持って経営を続けられるように、肉用牛経営を初めとする農畜産業について、構造改革や生産性の向上による競争力の強化を推進してまいりたい、こういうふうにしておりまして。決議の四号の関係でございします。政府としては、このように、衆参両院のそれぞれ各号に沿って今お話をさせていただきまして、水産業の存立及び健全な発展と両立し得る合意に達することができたと考えておりますが、今回の合意内容と決議との整合性については、最終的にはこの決議をおつくりになった両委員会に御判断をいただくものである、こういうふうにご考えております。

○大串(博)委員 江藤副大臣にお尋ねしたいと思ひます。

今回の合意が、先ほど大臣も少し触れられていらつしやいましたけれども、国内畜産業にどういうふうな影響を与えるというふうにご考えていらつしやるのか。対策も含めて、何か考えていらつしやるところがあつたら教えてください。

○江藤副大臣 短くお答えしようと思ひます。

今回、大臣がおつしやいましたように、いろいろな条件をつけることに成功しました。政府一体となって粘り強く交渉したという結果でありまして、牛肉についてはぎりぎりの線を確保できた、何とかなつたというふうには、私自身も畜産をやってきた人間として評価をしております。

乳製品につきましては、バター、脱脂粉乳については、再協議、将来の見直しということでありまして、ナチュラルチーズにつきましても、プロセステーズ原料などについて一定量の国産品を使用することを条件とした関税削減制度を設置しておりますので、これも国内のいわゆる生乳生産には影響を及ぼさない範囲にとどまつたということで、評価をいたしております。

豚肉とか鳥肉とか鶏卵、蜂蜜、その他ありますけれども、畜産全体を見て、私は、今回の合意内容というものは、この委員会の決議等にも沿つた、そういう内容についての結論に至ることができた。

これからのことでありますけれども、前にも答えましたけれども、もしもこれらのことによつて何か大きな影響が出るのであれば、国の判断としてこれらの関税なりが下がることになつたわけでありまして、当然、税収で減る分の財政的な措置、それから、追加的な畜産に対する直接的な補助、そういったものも検討してまいりたいというふうにご考えております。

○大串(博)委員 どのような影響があつて、どのような対策を打っていくかということに関して、副大臣からはいつも、ぎりぎりの線はできたんじゃないか、こう言われる。何がぎりぎりなのかということとは、いつか詰めて、また議論させていただきたいと思ひます。何がぎりぎりなのか、何を根拠として、どういうことでぎりぎりと言えのかという点は、答弁されているわけですから、いつかそこはきちんとまた議論させていただきたいと思ひます。

まず、私の方で、決議との関係で問題視しているのは、「重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。」これが決議文なんです。

この除外、再協議ということに関して、この委員会でも前に取り上げました。前に取り上げて、除外、再協議の意味ということで、非常に緩んだ形で理解された中で話されてもよくないので、外務省の政府参考人からはどういった答えがあつたかというところ、これまで、除外される区分の品目というふうにご規定されているものの中では、関税の撤廃、引き下げ、あるいは再交渉以外のものはない。つまり、過去の例として、除外となつたものに関しては、関税の撤廃とか引き下げとかそういうものはないということが明確に、過去の事例として、この場で、農林水産委員会が発言があつ

て、林大臣御自身もその旨を認定されて、今、外務省と委員がやりとりをさせていただいて、過去の事例はそういうことであつたということでごいします。それで、そういう事実関係も含めて、農林水産委員会がこういう決議をされておられるということが今よくわかつたわけでごいしますし、それは我々は、当然、交渉をやる身として頭に入れておかなければならない過去の事例だ。

すなわち、過去の事例は、除外、再協議においては関税が引き下がつた例が一つもないということとを踏まえてやらなきゃいかぬと言われているんです。言われている中で、重要品目が除外、再協議と書かれているこの決議に対して、私は、事実として、どう考えても関税が下がっているとは思ひえない、これは決議を踏まえたものとはなつていないと思ひます。決議との関係でどう評価するかは、最終的には委員会が判断するんではない。しかし、農水大臣は、踏まえるということをおつしやっています。踏まえた結果となつていくかということをお自分としてどう判断しているかということをおつしやるのは責務があると思ひます。

なぜこれをこんなにお尋ねしているかというと、TPPに関する農林水産委員会決議も基本的に同じ構造だからなんです。TPPにおける農林水産委員会決議は、「米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。」基本的に、求められることは一緒なんです。

日豪EPAの決議との関係で、今回の日豪EPAの大筋合意の内容が、大臣自身、もし、決議違反ではない、趣旨をたがえるものじゃないというふうにおつしやるのであれば、ひよつとしたらTPPにおいても、少々関税が下がることも決議違反ではないという心構えで、そういう心持ちで交渉に臨んでいらつしやるのではないかと、心配になるからなんです。

あわせて、大臣、ぜひお答えください。日豪E

PA に関して、大臣自身は、今私が申し上げた意味での、そして大臣自身もこの委員会で、過去の事例はそうだった、それも踏まえてやらないかぬとおっしゃっている、それも踏まえた上で、決議をたがえたものになっていると考えていらっしゃるのかどうか。その答えによって、さらにTPP においても、同じ構造になっているわけですから、TPP においても除外、再協議と書かれているわけですから、どういってお気持で臨まれているのか、大臣、ぜひお答えください。

○林国務大臣 これは前もやりとりさせていたこととおりでございますが、まず、物品市場アクセスの約束の中で確立した除外の定義はないということ、それから、そういった意味で、今回の牛肉の約束が除外かどうか判断を示すことは困難である。

事実関係でございますが、日豪EPA に関して言えば、関税の撤廃、引き下げに関する約束等の対象から除外されるという区分がありまして、牛肉は関税削減を行っているので、当該区分には、この日豪EPA の中では該当しないということがあります。

先ほど申し上げましたように、豪州側から、特に牛肉について粘り強く交渉した結果、国内畜産業の健全な発展と両立する結果を確保したと判断いたしました。今回大筋合意に至ったところでございます。合意内容と決議との整合性については、最終的には両委員会に御判断いただくものと考えております。

それで、TPP にもお触れになられて、御心配のお話がありました。

踏まえて交渉する、こういうふうに言っております意味は、最終的に、何の交渉でもそうです、日豪でもそうでございますし、またTPP 交渉が妥結した場合には、その発効のために、これは委員もよく御案内のとおりであります。国会の承認が必要である、こういうことであります。したがって、国会の承認が得られるような合意内容とすべく交渉に取り組む、こういうことでござ

います。  
○大串(博)委員 今、私はもう一回確認させていただきます。

踏まえるという意味は、何がしかの取り決めは、最終的には国会でエンドースを受けなければならぬので、エンドースを受けられるようなものにするということがこの決議を踏まえるの意味であって、すなわち、例えば日豪EPA の交渉開始に関する件、この決議の、これらの重要品目は除外、再協議の対象となるよう交渉すること、あるいは、TPP 決議にある、重要品目について除外、再協議の対象とすること、それ一つ一つは、踏まえるというのか、その目標物ではなくて、全体として国会で承認を得られるようなものにするのが踏まえたことなんだという話でした。

でも、TPP なんかは農産物以外にもたくさん要素がありますよね。その中で国会でいろいろな判断がなされるんでしょう。もし、例えば、今おっしゃったことを敷衍して言うとなると、農林水産物においては、ここに決められたことと誰がどう読んでも違った形になっているけれども、全体として、総合的な判断の中で国会で承認されたならば、農林水産大臣としては決議を踏まえたものだというふうに言える、そういうことですか。

○林国務大臣 それは、農林水産委員会で決議をされておられますので、農林水産委員会として御判断をされるということですから、その過程で、全く違っているということがどういうことかもよくわかりませんが、そういう場合にどうなのかというの、まさにこれは決議をされた農林水産委員会の御判断ということでございます。繰り返しになりますが、政府としては、交渉をいたします。交渉を妥結した場合に、国会の承認がその発効のために必要でございますので、逆に言えば、国会の承認が得られないようなものを妥結しても仕方がないということでもあります。当然、我々は、交渉に当たっては、決議を相手にも示しながら、我々の仕組みの中で最終的に承認をされる国会の意思がこういうことであるということを

示しながら交渉をするわけでございまして、踏まえるということでは先ほど御説明したのはそういう意味でございます。

○大串(博)委員 いや、だから、そこはどうもやはり緩いような感じがして、心配なんです。

すなわち、私たちは、この委員会で決議をつくるときに、一生懸命、文章を一つ一つ、文言も含めて、練りに練った上でつくったつもりであります。一項目一項目が極めて大事。特に、農業者の方々は、この一項目一項目を極めて重く読んでいらっしゃると思います。除外、再協議の対象とすること、あるいは途中脱退することも辞さずとすること、こういった一言一言を極めて大事に見ておられると思うんです。それを政府が踏まえてというふうにするには、その一つ一つを達成できるように踏まえてというふうに考えているだろうと思うと私は思います。しかし、今大臣は、全体が国会で承認されるかどうかということが踏まえてだというふうにおっしゃったというのは、私は、農業者の方々からすると、やはり非常に心配だなどということだと思ふんです。

ですから、そこは大臣、ぜひこの決議に関して厳密にやってほしいと私は思います。私の目から見ると、先ほど指摘しましたように、除外、再協議に確立した定義はないとおっしゃいますけれども、過去の事例は、除外、再協議の中で関税が引き下がった例は今まで一つもなかったんです。それをあえてこの決議に書いたんです。しかし、日豪EPA は、れっきとした関税が下がる結果となつています。仮にTPP に関しても同じように関税が下がる結果になったら、決議とは異なる内容になったと私は言わざるを得ないと思います。それを申し上げているんです。

大臣、いかがですか。もう一回御答弁をお願いいたします。  
○林国務大臣 したがって、前回御答弁いたしましたのは、委員からそういう御指摘があったので、委員もこの委員会のメンバーであられますので、そのメンバーのお一人がそういうお考えを持って

いるということは、当然、私としても認識として持つていなければいけない、こういうことで申し上げたわけでございます。

まさに、踏まえるという意味は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○大串(博)委員 委員の一人がおっしゃいましたけれども、過去の事例は、先ほど申しましたように、除外、再協議において関税が引き下がった例はない、これは厳然とした事実です。確かに、私は一人の委員としてここで申し上げております。しかし、この委員会の中にも同じ思いでいらっしゃる方々は多いんじゃないかと私は思います。ましていわんや、全国の農業者、農業関係者の皆さんの中においては、私と同じように心配されている方がたくさんいらっしゃると思います。その一人一人の方々が、大臣の交渉のあり方や、あるいはここでの発言を極めて気にしながら見られているということだと思ふます。

さらに、私が心配なのは、安倍総理大臣がここに来られました。そこで何度もこの点を質問された上で、総理大臣は、決議を受けとめるということしか言われなかったんです。踏まえるとおっしゃらなかったんです。

政府としてはどうなんです。政府としては、踏まえるんですか、受けとめるんですか。大分ニュアンスが違うと思うんですよ。政府として、受けとめるんですか。

○西村副大臣 政府として、決議を踏まえるということ、決議を受けとめというのを特に使い分けているものではございません。甘利大臣も、今御指摘のあった安倍総理も、それから林大臣も全く同じ方針で臨んでおりますし、私自身も、過去の答弁なんかを見ますと、踏まえる、受けとめ、両方使っていることがあったようであります。

ちなみに、大辞泉というのから引いてみますと、踏まえるは、判断のよりどころとするというふうであります。これは、先ほど来、林大臣が答えられておられるとおり、国会に御承認いただけないことこの判断のよりどころとして我々は交渉に

臨んでいるということだと思ひますし、受けとめるは、大辞泉によりますと、事柄の意味をしつかりと理解すると書いてありますので、これは、決議の意味をしつかりと理解をして、そして交渉に臨むということですから、その先には国会に御承認いただかなきゃいけないということを頭に置いて、いるわけでありますので、私どもとしては、使ひ分けているものではございません。

○大串(博)委員 大辞泉は私も見ましたよ。見た上で聞いているんです。だから、随分ニュアンスが違うなど。判断のよりどころとするというの、事柄を理解する、随分違いますよね。だから、農家の方々は、それを聞かれて、えっ、なぜ安倍総理大臣は受けとめるのかというふうに心配になつていらつしやる声をたくさん聞きます。

このTPPの問題を、今後予算委員会等々でも、総理もいらつしやる場で集中審議なんかもあるんだと思ひます。その場でも、政府の立場として、今、西村副大臣がおつしやつたような点、踏まえる、受けとめる、同じですかと総理にもお尋ねしてみようと思ひます。総理にも、踏まえるでいいんですねとお聞きしてみようと思ひます。なぜなら、副大臣の今の答弁がそうだったから、総理にも確認してみたいというふうに思ひます。

さらに、ちよつと農業とは離れて、今度は自動車、の件をお尋ねしたいと思ひます。

なぜなら、これは実は、農業に関しても極めて大事、すなわち、交渉する際には、向こうが求める農産物に関する交渉事を守るといふ態度のみならず、きちんとこちら側から言うことも言うといふことは極めて大切だと思ひます。日本がTPPにおいて得ていかなければならないものは、やはり自動車の面でメリットを得ていくということと極めて大きな問題だといふふうに思ひます。その中で、最近、いろいろな報道が出てくるんですけれども、農産物に関するいろいろな報道は出てくるんですが、自動車に関する、こういう交渉をしている、こういうふうなことになる、心配という報道がとんと見られないものだから、心配

しているんです。

しかも、時々自動車に関する報道が見られても、それは、こちらから関税をなくすべしということ、でせめぎ合つていっているという報道ではなくて、向こうから外堀的な、日本のマーケットにアメリカの車をこれだけ入れさせろみたいな話、つまり、これも譲らされる話みたいなことばかりが聞こえてくるものだから、心配になつていっているんです。

自動車に関しては、完成品と部品とあります。アメリカに対する関税額は、払つていっているもので、完成車では大体年間七百億円ぐらい、部品でも百五十億円ぐらい、極めて大きいですね。

本体もしつかり交渉してもらつていっていると思ひますけれども、部品に関しても、関税撤廃だということ、でしつかり交渉してもらつていっているんでしょうか。

○西村副大臣 日米の間では、農産物と同時に、自動車についても、車についても議論しておりますし、昨年四月の日米合意におけます自動車に係る米国の関税については、御指摘の自動車部品は含まれませんので、これは、一番長い期間をかけるのかどうかということもありませんので、我々としては、具体的な内容は差し控えたいと思ひますけれども、高いレベルのものを目指して交渉しておりますので、その中で引き続きしつかりと交渉していききたいと思ひます。

○大串(博)委員 米韓FTAでも、完成車の関税、あるいは貨物車、トラックの関税に関しては、一定の期限を持った上での撤廃ということになつていいますけれども、部品は即時撤廃なんですよ。こういうことも踏まえていただいて、ぜひ部品に関してもしつかりやつていただきたいといふふうに思ひます。

あと、私はどうしても確認しておきたいのが、これは前にも国会でも何回も議論になったことでありますので、今この時点ですから、逆に極めて重要だということで、確認させていただきたいんです。去年の四月に、TPP交渉にアメリカとの関係

で参加しますということを含意したときの、今副大臣から言及のあつた日本とアメリカの間の取り決めの文書、自動車に関して、TPP交渉におけるほかのあらゆる物品の中で最も長い段階的な引き下げ期間に従つて撤廃され、かつ、これらの関税の撤廃が段階的な引き下げ期間の最後に行われるよう後ろ倒しされることに合意した、さらに、両国は、これらの米国の関税についての扱ひは、米韓FTAにおいて自動車に係る米国の関税について規定される扱ひを實質的に上回るものになることに合意した、この問題がありますね。

ここをもう一回確認です。

今いろいろな議論をされて、農産物も頑張つて議論してもらつていっていると思ひます。関税が引き下がるということ自体は、私は、繰り返しになりますが、決議違反だと思ひますけれども、仮に関税の引き下げにとどまつて、農産物においては、関税が撤廃されるというものでないものがとれた場合、この日米の合意との関係において、アメリカ側から、いやいや、農産物においては結局撤廃にならないものが残つたじゃないか、よつて、車に関する、完成車に関する関税は撤廃しないんだというふうに言われるような日米合意ではなかったのかという点を懸念するわけなんです。ここはいかがでしょうか。

○西村副大臣 仮定の質問にはお答えを差し控えたいと思ひますが、米国の自動車関税については、今御指摘のありました昨年四月の日米間の書簡において、まさに今お話のあつたとおり、自動車に係る米国の関税がTPP交渉における最も長い段階的な引き下げ期間によつて撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされることを確認しておりますので、その期間がどうなるかは、まだ交渉で、結果次第ですけれども、文字どおり、最終的に米国の自動車の関税は撤廃されるということで認識をしております。

○大串(博)委員 私は仮定の質問をしているんじゃないんです。この日米合意の内容自体がどういふものですかというものを聞いています。

すなわち、TPP交渉における、ほかのあらゆる物品の中で、わざわざあらゆると書かれているんですよ。あらゆる物品の中で最も長い段階的な引き下げと書かれているんですよ。あらゆるですよ。こう書かれた文書を読みつけられて、これに合意して、このあらゆるというのは農産物が入りませんよねということを確認したんですか、してないんですか。

○西村副大臣 まず、自動車の関税は、期間とはなくとして、撤廃されるということはもう日米間で確認をしておりますので、どの期間かは別として、アメリカの自動車の関税は撤廃されるというふうには我々は認識をしております。

それから、その期間の問題は、TPP交渉における最も長い段階的な引き下げ期間と書かれておりますので、これはまだ交渉過程でありますので、交渉の結果出てくる、自動車に限らず、最も長いものについての期間ということになります。

○大串(博)委員 石原政務官、済みません。政務官の分野まで副大臣が答えてくださつていっているので、それはそれでどちらでも結構なんですけれども、政府として答えていただければ結構なんです。いいですか、あらゆる物品の中で最も長い段階的な引き下げですよ。あらゆると書かれているんですよ。アメリカにしてみると、あらゆると書いたじゃないかと。あらゆると書いた、すなわち、農産物が関税撤廃にならないじゃないかというふうに言われるんですがここに入り得るじゃないですか。

それに関して、農産物が撤廃にならない場合、これは、このあらゆるの中には入りませんよねというところを確認されて合意されているんですかという経緯を聞いています。

○西村副大臣 確認をしますけれども、書いてあるのは、日米間で確認したのは、TPP交渉における最も長い段階的な引き下げ期間によつて撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされるということですから、TPP交渉の中で取り入れられた最も長い、これは自動車に限らず農産物も含めてです

けれども、その中に、T P P交渉における最終的に決まった最も長いものをここで採用するというふうに我々は理解をしております。

○大串博委員 副大臣の理解を聞いているのではないんです。

当時の、これをつくったときの、あらゆる物品の中でと書かれているので、そこはこういうことですよと確認された上で、こういう約束になっているんじゃないですか。まさか、こんな大事な文書を確認もしないですと通して合意されているということではないでしょうかということを確認させていたでいるんです。

○西村副大臣 何度もお答えをしますけれども、T P P交渉の中における最も長い段階的な引き下げ期間というふうに明確に書かれておりますので、T P P交渉で決まる最も長い期間だということと我々は理解をして、この合意に至っているわけであります。

○大串(博)委員 審議が審議であれば、答えになつていましてと言つて審議をとめてもらうところでは、私は、確認したのかということ聞いています。私から、今の答弁と求めているものは違います。

ただ、わかることは、極めてあやふや、あるいは緩い形での議論の中で進んでいるということが非常に懸念されます。首席交渉官会合も行われ、閣僚会合も行われる中でありますので、私たちとしても、また国会の中でしっかりとフォローしていきたいというふうに思います。

副大臣、政務官、どうもありがとうございます。どうぞ、退席いただいて結構です。

最後に一つだけ、諫早湾干拓に関しまして、四月十一日、間接強制に関しまして、二カ月の猶予の後に対策がとられなければ、支払いなさいという地裁の決定がありました。それに対して、執行抗告を出されています。

その執行抗告がどうなるかというのがあると思います。しかし、私の見るところは、執行抗告に關するその後の上訴の取り扱いは早いんじゃない

か。仮に最高裁に行つたとしても、それも一定の長さの中で結論は出るんじゃないか。これは、執行抗告、いろいろ上に上げていった結果、間接強制の訴は認められず、金銭を払いなさいというふうに仮に最高裁でなつた場合、国は、請求異議という別途の執行力を問う訴を出されていますが、それをずっと続けられるんじゃないか。

すなわち、間接強制に関しても、もし仮に最高裁までそれを決めて、支払いなさいと突きつけられたときに、それ以外の訴訟を政府として、いやいや、強制力は排してくださいという請求異議の訴訟をあえて続けるべきなのか。いろいろな訴訟は、日本の訴訟制度だから、起こせません。極端に言えば、ある一人の方でも、自分の利害関係からいうと、開門してもらつては困るという訴は起こせません。その訴が出るたびに、いやいや、裁判が続いているからと判断をおくらすということではないのか。

すなわち、それが、仮に間接強制に関する判断が最高裁まで出た以降は、それが日本の裁判所制度の中での一定の結論と考えて、どんなに遅くともその場で結論を出すべきじゃないかというふうに思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 佐賀地裁で、四月十一日に、国に對して諫早湾の干拓地の潮受け堤防に係る間接強制の決定がなされたわけですが、国として、開門義務と開門禁止義務、この相反する二つの義務を負つておりまして、対策工事を実施できないまま開門できる状況にないということに変わりがありません。

国は、四月十一日の佐賀地裁の決定について、同日、福岡高裁に執行抗告と執行停止の申し立てをしたところでございまして、これらの裁判手続が、今、福岡高裁で係属中でありまして。

今のお尋ねは、今後の裁判の帰趨を前提とする、仮にこうならばということございまして、今の段階で仮定に基づいてお答えをするということとはなかなか難しい、こういうふうに思っております。

○大串(博)委員 そういう答えだろうなと思つておりましたけれども、そのときはやつてまいります。そのときに、ぜひ国民の皆さんに對して最も説明のつく解決策を出していただきたい、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○坂本委員長 次に、寺島義幸君。

○寺島委員 民主党の寺島義幸でございます。

順次質問させていただきますと存じます。初めに、協同農業普及事業についてであります。

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づきまして、普及指導員等が、試験研究機関と農業者との双方の橋渡しをして、その役を務めてくれているわけですが、国民に対する安全な食料の安定的な供給の確保等について、国の責務と、地域の実情に応じた農業の振興について、都道府県とその責務を果たしているというものでございまして、まさに名のとおり、国と都道府県との協同事務であるということでありまして。

現在、各県において、国が策定されました協同農業普及事業の運営に関する指針、これは平成二十四年のものでありますけれども、七項目あるわけですが、食料自給率の向上とか東日本大震災からの復興等が加わつたわけですから、七項目の基本的な課題について、地域農業の実情に合わせて取り組んでいるわけでありまして。

また、ことしの二月に、過去に経験のない雪害があつたわけでありまして。私の長野県もそうですが、お隣の山梨県等もそうなんですけれども、この大雪に見舞われたときには、このような気象障害のときにも、普及指導センターの方々は、生産者からの技術対策であるとか、あるいはまた融資の相談等に乗ってくれているわけでありまして。

普及指導活動の活動範囲は、その意味においては、大変広いわけでありまして、この活動を支えている財源を見ますと、平成二十五年度であります。普及事業費は、国の交付金と一般財源を合わせて五百三十三億円でありまして。このうち、国の交付金である協同農業普及事業交付金というのは、平成二十五年度は二十四億円でございます。

て、残りの五百八億円は、各都道府県の一般財源から捻出をされているという現状であります。この普及事業は、小泉政権の三位一体の改革によりまして、平成十八年度において、普及事業交付金の約八割が都道府県に税源移譲されておるわけでありまして。御案内のように、地方財政の厳しい中、都道府県は、一般財源による負担も大変厳しいわけでありまして、平成十九年度以降、毎年マイナスになっているというふうな理解をいたしております。

国は、攻めの農政をキーワードに、生産現場の強化、六次産業化の推進、あるいはまた鳥獣被害対策等、さまざまな施策を打ち出しているわけですが、こうした施策を生産現場におろしていく役割も、実は普及指導センターの役割として大きなものがあるわけですが、その置かれている環境というのは大変厳しいのではないかとこのように想像いたしておるわけでありまして。

そこで、攻めの農林水産業を農業生産現場において着実に推進し、国際化の推進にあわせて、個別の農業者への経営支援の強化や関連支援策を確実に推進していくためには、協同農業普及事業の実施体制の充実強化ということが大事ではないかというふうに考えているわけでございます。

大臣の所見を伺うと同時に、協同農業普及事業交付金を交付したり、また普及指導員の試験を実施したり、専門的な技術研修を行つて指導水準を確保したりすることで、都道府県と連携して普及事業を支えているわけですが、協同農業普及事業の円滑な推進のためには、結局、普及事業の土台となる交付金のさらなる確保というものが必要ではないかと考えるわけでありまして、その財源負担についてどのように考えておられるのか、あわせて大臣にお伺いいたします。

○林国務大臣 新品種や新技術の普及、それから六次産業化、人・農地プランの策定など、攻めの農林水産業を地域段階で、まさに現場で実現するためには、やはり農業に関する知識、指導能力、こういうものをもつて、担い手や産地の育成に取

り組む普及指導員の活躍は大変重要だ、こういうふうな認識をしております。

平成二十四年度から、今お話もしていただきましたが、研究、行政との連携、先進農業者からの相談対応等、高度な普及指導活動を行う農業革新支援専門員、今全国で六百一名でございますので、普及指導員全体の七千四百五十七名のうちの割弱ということですが、こういう方を都道府県に配置しまして、協同農業普及事業の実施体制の充実強化に努めておるところでございます。

二十六年度予算は、今お話しいただきましたように、交付金で対前年同額二十四億円を確保いたしましたほか、新品種、新技術の普及、六次産業化の推進等、普及組織が活用できる関連予算を数多く確保したところでございます。

攻めの農林水産業の推進に向けて、普及指導員、中でも、農業革新支援専門員の皆さんが十分に活躍できるように、必要な活動費の確保にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○寺島委員 おっしゃるとおり、もろもろの支援策、支援事業もあるわけでありますけれども、普及事業の根幹というか土台をなすのは、やはり交付金が重要だろうというふうに思うわけでありまして。したがって、年々減らされておるわけでありまして、この確保というのをしっかりとすると同時に、私はむしろふやしていただきたいということを申し上げたいというふうに思うわけでありまして。

次に、これはちょっと言いづらい話なので恐縮なんですけど、平成二十二年、二十三年の民主党政権において事業仕分けが行われたわけでございまして、じくじたる思いはあるわけでありまして、とにかく事業仕分けが行われて、その結果、実は見直しがなされたというふうに理解をいたしております。国は、平成二十四年度から、関係研究機関、大学、行政との連携を促進、あるいはまた、普及活動の総括、普及指導員の資質向上、そして、先進的な農業者等からの相談支援などを担う農業革新支援専門員の配置と農業革新支援センターの

整備を進めるというふうに承知をいたしております。

長野県においても、例を挙げれば、専門技術員や農業試験場の研究員を農業革新支援専門員に充てまして、専門技術員がいる部署を農業革新支援センターに位置づけまして、農業者からの高度な、さらにまた専門的な相談に対応できるような体制を整えているわけでありまして。

国は、農業革新支援専門員の配置と農業革新支援センターの整備とともに、農業革新支援専門員や研究機関、行政機関から成る情報ネットワークの構築やプロジェクト型普及活動の強化を図ることとしておりますが、その専門員の配置だとか支援センターの整備を進めることによりまして、どのような効果を期待しているのでしょうか。現場の農業者のニーズに応えた普及活動をどう進められていくのか。この辺について伺いたします。

○佐藤政府参考人 寺島先生の御質問にお答えいたします。

今先生の方からも御指摘があったわけでございますが、この普及事業につきまして、より質の高い普及活動を展開する必要があるということで、平成二十四年度に、農業革新支援専門員、全国で六百二人でございますが、これを主要な農政分野に配置するといったほか、先進農業者からの高度な相談に対応できるようにするために、先ほどもありました、農業革新支援センターを全都道府県に配置したところでございます。

農業革新支援専門員でございますが、研究、行政等との連携あるいは普及活動の総括等を担っておりまして、農政や技術の最新の知見が集積して、より農業者のニーズに的確に応えた普及活動の展開が可能になってきているのではないかとというふうに考えております。また、農業革新支援センターの設置によりまして、先進農業者からの高度な相談に対応する体制も整ってきたというふうに考えているところでございます。

私もといたしましては、こうした体制の整備を行っているわけでございますが、農業革新支援

センター長あるいは農業革新支援専門員、こうした方々をできるだけ集めまして、全国会議の開催を通じて、行政担当官や研究者とのネットワークの構築、あるいは地域課題の解決に向けて重点的に活動を推進する重点プロジェクト活動を促進しているところでございます。

引き続き、農業革新支援専門員や農業革新支援センターを活用した普及活動の充実を図ってまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。

○寺島委員 次に、普及活動の中で活用できる国の予算というのは、この交付金以外にもあるわけでありまして。平成二十六年度予算の中で、人・農地問題解決加速化支援事業や六次産業化ネットワーク活動推進交付金、あるいはまた平成二十五年度補正予算では、攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業、これは百億規模なものですけれども、用意されているわけでありまして。研究と普及事業の関係については、現場のニーズと研究成果のミスマッチや現地実証の不足によつて、研究成果の実用化がうまくいかないのではないかとというような指摘もされているというふうに聞いているわけでありまして。

生産現場により近い地方自治体の試験研究機関が参加する実証研究は、生産者の意見や地域の実情を的確に反映することが可能であるわけでありまして、また、その成果の生産現場への定着がより円滑になるのではないかと思っております。

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業のような実証研究の予算を普及事業の中で活用していくというのは、試験研究機関と農業者の橋渡しの役割がある協同普及事業にとつてプラスになると私は考えているわけでありまして。農業の新しい技術体系の研究やその実証において、国や県の研究機関のかかわり方、研究機関と普及指導活動との連携等について、どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○雨宮政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきました攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業、二十五年度の補正予算でございますけれども、これまでの研究成果を使いました新たな技術体系の確立を目的としております。ICTを活用した効率的な土地利用型農業、あるいは高度に環境が制御された施設園芸や畜舎などの技術を生産現場で実証的に研究するということでございます。

本事業では、国の所管の独立行政法人の研究機関、あるいは民間企業、都道府県の研究機関が連携をして、研究グループを構成しまして、研究開発を実施しますとともに、研究成果の迅速な普及の観点から、地域の気象条件や農業経営の現状を熟知した普及機関の参画を得るということにしております。

今後とも、関係機関と連携を図りまして、生産現場で求められる技術の研究開発を推進しますとともに、普及活動を通じてこれらの成果が地域の条件に応じて体系化され、生産現場に広まることを期待しているところでございます。

○寺島委員 都道府県によつて、地域によつて状況も違うし、要素も違うわけで、ミスマッチのないようにお願いしたいというふうに思います。

そして、先進技術の導入や集落機能の維持など、地域が抱えるさまざまな課題解決に向けて、地域営農、農村計画のプロとして、高度で実践的な指導ができる普及指導員の能力向上を図るということとは、一方で本場に大事なことだろうというふうに思っています。

そのためには、やはり研修制度の充実、そして普及指導員の育成体制の充実強化であろうというふうに思っています。その意味において、今後、研修制度あるいはまた普及指導員の育成等について、どのような取り組みをされておられるのか、お伺いします。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今先生の方から御指摘ございましたように、さまざまな農政課題の変化あるいは農業構造の変化に適切に対応して、普及指導員が攻めの農林水産

業を強力に推進するといったことが必要でござい  
ますが、その際、やはり普及指導員の資質の向上  
ということが極めて重要というふうに考えており  
ます。

このため、平成二十五年度からでございますが、  
先ほど申し上げました農業革新支援専門員向け  
に、新しい施策ニーズに対応した普及方法を検討  
するワークショップを年六回開催するようなことに  
いたしましたところでございます。具体的には、鳥  
獣被害といったような新しい施策ニーズが出てお  
りますので、こうしたものについての検討を行う  
ようなワークショップの開催といったものが一つ  
挙げられるところでございます。

また、平成二十六年度でございますが、普及指  
導員向けに、新技術、新品種の活用を推進する米  
麦あるいは有機農業といったことについて、十  
コースの研修を開始するといったようなことによ  
りまして、研修の充実強化に努めているところで  
ございます。

また、都道府県段階での普及指導員の育成を強  
化する観点から、普及指導員の目指すべき人材像  
や育成方針等を明らかにした人材育成計画の策定  
を働きかけているところでございます。

引き続き、普及指導員の資質向上が十分に図ら  
れるよう、研修等の充実に努めてまいりたい、こ  
んなふうに考えているところでございます。

○寺島委員 今答弁をいただきましたけれども、  
ワークショップとかいろいろな研修があるんです  
けれども、スペシャリストとかを養成するプログ  
ラムは、先ほどの答弁のように、多彩であるわけ  
であります。しかし、三日から五日と非常に短期  
間であるというふうに聞いています。果たしてそ  
れで本当にプロの指導員が養成できるのかという  
ことが懸念をされるわけです。

そしてもう一つ、普及員の世代層を見てみま  
すと、例えば私の長野県の場合だと、専門技術員十  
八人も含め、長野県には百八十六名いるんですけ  
れども、四十代から五十代が七六％なんです。三  
十代から四十代までが七・八パー。それ以下は

一六・二パー。まさに高齢化しているんですね。  
そこに、実は一つ大きな問題があって、これから  
攻めの農業をやっていくんだ、専門的にやってい  
くんだ、指導していくんだというからには、世代  
交代をしないかなきゃならぬ。

ということでは、先ほどの人材育成計画というの  
をもうちょっと詳しく教えてもらいたいんですけ  
れども、若手の指導者を育成していかなければな  
らないと思っているわけです。そのためには、中  
長期的な研修というのが大事になってくるのでは  
ないかと思っております。例えば、二週間、三週間  
を年に何回やるかとか、ある程度長い期間での研  
修をしっかりとしたいので、そして若手の人  
材育成というものを図っていかなければ、攻めの  
農業をやるうというのはいけませんけれども、実  
際に現場でいろいろ話を聞いていますと、なか  
かな年をとってきちゃって、次の若い世代は余  
りない。

先ほど、前段で申し上げたように、基金もなく  
て、この基金、いわゆる交付金は人件費に回せる  
比率が制限されているわけです。したがって、  
例えば意欲のある県があるとして、人数をふや  
そうとすれば一般財源から補填するしかない。なか  
なか厳しい状況の中でそれもできない。少人数の  
中で優秀な指導者を育成するためには、しっかりと  
とした国の研修制度、体制というものを整備して  
いただくことが重要ではないかと思うわけであり  
ます。

人材育成計画とおっしゃられたので、もう少し  
詳しく御答弁いただけますか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。  
今先生の方から御指摘ございましたように、普  
及員の確保といえますか資質の向上といったよう  
なことで、やはり長期的な視点からの人材の確保  
といったようなことが必要であるということだと  
思っております。

このために、県でどのような体制でやっていく  
かといったようなことも含めまして、取り組み方  
針等について計画をつくっていただくというよう

なことで、ことしの三月から、こうしたものにつ  
きましてガイドラインといったものを設定いたし  
まして、各県の方に策定の趣旨あるいは目指すべ  
き人材像、こうしたものを明らかにしていくとい  
ったようなことでお願いしているところでござ  
います。

この点につきましては、やはり一朝一夕ではな  
かなかできない問題だというふうに考えておりま  
して、現場あるいは各県の皆さんのいろいろな  
意見もよく聞きながら、どのような方向で進め  
たいのかということも十分皆さん方と議論しな  
がらやっていく必要があるかというふうに考えて  
いるところでございます。

○寺島委員 ぜひ、企画から販売まで、企業のよ  
うに農業経営ができるというふうな、意欲のある  
農業者の育成をお願いしたいんです。でなければ  
ば、攻めの農林水産業を生産現場で現実推進し  
ていくには物足りないと思うんですね。それを実  
効性あるものにするためには、やはり、その指導  
員の育成あるいはまた世代交代というか、若手の  
指導員の育成であるというふうなふうに思うわけ  
です。スペシャリな機能とかコーディネーター的  
機能を持った人々を育成していただいて、ぜひ  
攻めの農政にふさわしい体制を組んでいただきた  
いということをお願いしたいというふうに  
思います。

地球変動の影響で農産物の産地に異変が起きて  
います。昨年八月、独立行政法人農研機構果樹研  
究所は、長野県の試験研究所及び青森県産業技術  
センターりんご研究所と共同で、温暖化に伴って  
果実の酸味が減るなど、りんごの甘みが増すとい  
う食味の変化が起きていることを明らかにしまし  
た。温暖化が原因で農産物の食味が変化している  
ことを立証した初めての成果であるというふう  
に思うわけであります。

これは、りんごの甘みが増すということもあり  
ますが、温暖化について、産地にプラスになる側  
面もあるという研究成果だとは思いますが、温暖  
化による環境の変化は、むしろ産地にさまざまな

課題を突きつけているような気がするわけであり  
ます。米では、登熟期の高温により米が乳白化す  
る高温障害の問題があり、また、国立環境研究所  
の研究によれば、今世紀末、温州ミカンの栽培が  
危機に直面する可能性もあるという指摘もされて  
いるわけであります。

農林水産省は気候変動の適応策の検討に着手し  
たと聞いておりますが、各都道府県によつて主力  
となる農産物や品種は異なります。これまで、  
都道府県の研究機関が、産地の状況を見きわめ、  
独自に研究してきた品種や技術があるわけであり  
ます。都道府県側としても、気候変動のような長  
期的課題を見据え、戦略的に生産を後押しする農  
産物を取捨選択しなければなりません。県によつ  
て、県の試験研究機関が、その地域にふさわしい  
品種の選定や、あわせて技術等の研究をしていく  
ということもあるというふうに考えられるわけで  
です。

県の試験研究機関による地球温暖化適応策の研  
究について、農林水産省としてどのように支援、  
連携をしていくのか。お伺いをさせていただきます  
と思います。

○雨宮政府参考人 お答えいたします。

地球温暖化対策に係る試験研究でございますけ  
れども、平成二十二年度から委託プロジェクト研  
究におきまして、ただいま御指摘いただきました  
ように、独立行政法人農研機構の果樹研究所が長  
野県の果樹試験場を初めとする各県の試験研究機  
関と連携いたしまして、気候変動がりんごなどの  
農作物に与える影響評価、そして適応技術の開発  
に取り組んできたところでございます。

今後、温暖化の進展が予測されております中で、  
それに対応した品種、技術を開発していくために  
は、それぞれの地域の実情に応じた研究開発を行  
うことが重要と認識をしております。

このため、農林水産省といたしましては、委託  
プロジェクト研究などによりまして、今後とも国  
が所管する試験研究機関と都道府県の研究機関等  
が連携をいたしまして、地球温暖化に対応するた

めの研究開発などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○寺島委員 ありがとうございます。

あと、林業の振興等の質問もあったわけでありますが、時間の配分もまずくて失礼いたしました。と同時に、鈴木先生にも全く同じような質問、御指摘をいただきましたので、あえて避けさせていただきます。

終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、岩永裕貴君。

○岩永委員 日本維新の会の岩永裕貴です。

本日も三十分のお時間をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、主には国家戦略特区について議論を深めさせていただくというか、農林水産省とのスタンスの整合というか、そのあたりについて少し整理をさせていただくための時間にさせていただきますというふうに考えておりますが、その前に、競馬について少し伺いをさせていただきます。

先日、五月九日、御存じの方もたくさんいらっしゃるかと思うんですが、大阪高裁で二審の判決が出たということでした。これにつきましては、四十歳の方が二十八億七千万円の馬券を購入された、それで、その払い戻し金額の総計が三十億一千万円になって、利益を一億四千万円得られたというようなことがございました。それで、外れ馬券が経費としてカウントされるのかどうかというようなことについて判決が出ました。それで、このときは、外れ馬券は経費にまああしっかりとカウントしてもいいですよという内容になりました、その結果が出たというところなんです。

そういった部分については、この農水委員会で議論をさせていただいてもしょうがないというふうに考えておりますが、競馬で勝ったお金は一時所得として課税対象になるということはもう皆さん御承知のとおりだと思いますが、この方がインターネットを使って馬券を購入されていたがゆえ

に、どのぐらいの投資をされて、どのぐらいの払い戻しがあつたのかということが明らかだった事例でございました。

そこで、まず一点伺いをさせていただきたいのが、インターネットユーザーの登録に関する今の手続について、馬券を買うときにどのような手続をとっておられるのかということを少し教えてください。

○佐藤政府参考人 岩永先生の御質問にお答えいたします。

競馬の勝馬投票券をインターネットで購入するときは、勝馬投票券の購入及び払い戻しを行うための銀行口座、これが必要になります。それから、競馬主催者でございします日本中央競馬会などに対して、銀行口座等の個人情報を添えまして、ホームページまたは書面により申し込みを行う、こういうことになっているところでございます。

○岩永委員 インターネットの場合は、申し込み時に、銀行口座の個人情報というのか、さまざまな情報、個人が特定されるというふうなところで、お金のやりとりがデータというか記録にしつかりと残っていくというのがインターネットユーザーの特徴であろうかというふうに思います。

一方で、窓口で馬券を購入される方もたくさんいらっしゃるわけですね。これは、競馬場であったり場外の販売所であったりというところなんですけれども、このときにはそういった本人確認等がされているのかということも含めて、どういった手続で購入されているのかということをお教えください。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

競馬場や場外売場の窓口において勝馬投票券を購入する際でございますが、今は、一般的には、自動販売機に備えてございますマークシート、マークカードと現金を投入する方法が主流となっております。一部に有人の窓口で現金で購入する方法もございますが、現在は、先ほど申し上げました、自動販売機でマークシートで購入する

といったものが主流となっております。この場合、先生御指摘のように、窓口での購入者については、個人情報というものは特定されないというところに相なるところでございます。

○岩永委員 競馬を楽しまれる方が、勝った、払い戻しを受けられたときに、それが課税対象になるんだというふうなこと、これはJRAさんのホームページ等でも周知をされているところでございます。

それだけの国民の皆様方がそれをしっかりと認識しているかというと、少しわからないところではありますけれども、やはりそういった一時所得に関する課税というものの、もちろんルールどおりに支払っていただいている皆さん方もたくさんいらっしゃる中で、窓口で購入される方が、どのぐらいそれについて認識をされているかというところは、かなり不透明というか、把握のしようがないというのが今の現状ではないかというふうに思います。

このあたりについての問題意識を、競馬を所管される農林水産省としてどういうふうに捉えているのかというところについてお答えいただきたいと思ひます。

○小里大臣政務官 払戻金の所得税課税の取り扱い、これは当然国税当局の所管であります。競馬ファンへのサービス向上の観点からは、やはり競馬主催者がそれを周知することが必要であると考えております。

競馬主催者におきましては、今委員から御指摘がありましたように、払戻金が課税対象となるケースがある旨の注意喚起をホームページ上で行っているところでございますが、農水省としても、引き続き、的確な周知が図られますように、競馬主催者に対して指導してまいりたいと考えているところでございます。

なおまた、御指摘をいただきましたように、この払戻金が一時所得なのか雑所得なのか、重要な問題提起が裁判で行われたものと認識をしております。

ます。その推移を見守りながら、競馬ファンが法にのっとって安心して競馬に親しめる環境づくりをしていくことがやはり重要な課題であると認識をしております。

○岩永委員 私が何を申し上げたいのかというと、今の状況ですと、納税者の良心にかなり頼っていかねばならないような仕組みになってしまっている。それで、支払っている皆さん方が多数いらっしゃる中で、やはり正直者はばかを見ないというふうな形にしていかなければならないんだろいうふうな問題意識が一点ありながらも、競馬を楽しんでいらっしゃる方は、もちろん趣味で、自分のお小遣いの範囲の中でやっていらっしゃる方も多数いらっしゃる中で、例えば、年に一回、自宅の方に、あなたはどのぐらい勝ちましたよとか、このぐらい負けましたよなという通知が来て、だから税金をこのぐらい納めてくださいみたいなことが送られてくると、非常に困るというか、都合の悪い方もたくさんいらっしゃるんだと思ひます。

だから、農林水産省としては、やはり今政務官もおっしゃいましたように、とにかく競馬を楽しんでいただくということ、そして、楽しんでいただく方をできるだけさんふやしていくというのは農林水産省の役目であろいうし、使命であろいうかというふうにも考えておりますが、一方で、そちらの納税というのを考えたときに、そのあたりのバランスをとって、難しい問題ではあります。が、解決をどういうふうにしていけばいいのかなと。

私も、申しわけないんですが、これについてはまだ明確な答えを持ってはいるわけではないんです。IRなんかの議論も今国を挙げてやっている中で、そういったことへの取り組みなんというの今後課題として取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思ひます。で、ひとつ問題の提起としてお受けとめをいただければありがたいなというふうに考えております。

引き続きまして、先ほど申し上げました国家戦略特区について少しお話をさせていただきたいと思います。

四月二十五日に、農業分野ということで、新潟県の新潟市と兵庫県の養父市という二つの地域が戦略特区に認定をされたということでございます。

内閣委員会の中で、国家戦略特別区域法については議論をされてきたんだと思いますが、議論録等を見てみても、それぞれ個別の内容について、これは六分野なんですかね、都市再生・まちづくり、教育、雇用、医療、歴史的建築物の活用、そして農業、この六分野で十六の特例措置を設けられているという特区なんですけれども、この中身の十六については、委員会の中ではそんなに深くは議論をされていないのかなという印象を議論録を見て感じました。

特に、農業分野においては四つの特例措置が設けられているわけですが、今後の農政を考える上でも非常に大きな課題というか論点も含まれている内容でありますので、きょうは、そのあたりを少し整理させていただきたいのも含めて、御質問をさせていただきたいと思います。

まずは内閣府にお答えをいただきたいんですが、この国家戦略区域法、もともと何のためにつくられた法律であるのかということについてお答えいただければと思います。

○富屋政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区の意義について答弁申し上げます。

国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口でありまして、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、日本経済を停滞から再生へつなげていくことを目指すものであると考えております。

○岩永委員 ありがとうございます。

続きまして、先ほど申し上げましたとおり、四

月二十五日に二つの地域が選定されたということとでありますけれども、この二つの地域のそれぞれの選定理由と、あと、全国からどのぐらいの提案がこの分野について寄せられたのかということも含めて、その経緯を教えてください。

○富屋政府参考人 お答え申し上げます。

まず、提案につきましては、昨年の八月十二日から九月十一日までに提案の募集をいたしました。そこで民間事業者等が百八十一団体、地方公共団体が六十一団体、計二百四十二の団体から百九十七件の提案があったところでございます。

これにつきまして、ことしになってから、昨年の十月に日本経済再生本部で決定をいたしました国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針という、規制改革事項、いわゆる初期メニューと言われた、先ほどおっしゃった十六項目を初期メニューとして用意したわけですが、その項目を含むような提案のあった自治体、これは二十五地域ございまして、農業関係で八地域ございまして、こういう自治体から、国家戦略特区ワーキンググループがことし二月から三月にかけてヒアリングを行っていたところでございます。

そうしたヒアリングの状況を踏まえて、国家戦略特区の基本方針、これは閣議決定した基本方針でございますが、ここで指定の基準というのを六つ定めておりまして、例えばプロジェクトの先進性、革新性ですとか地方公共団体の意欲、実行力など六つの基準がございまして、これに基づいた評価を行っていた上、その評価に基づいて諮問会議等で議論をして、最終的に、新潟市、養父市を含んだ六区域を指定したところでございます。

さらに、お尋ねの二区域について、選定理由をもう少し具体的に申し上げます。

まず、新潟市につきましては、お米を初めとして高品質な農産物を産出して、農業生産等は県並みの規模でございまして、高い生産力を生かした大規模農業の改革拠点として、農業分野の初

期メニューを全て活用して農業改革を実現する突破口になることが期待されるということ、また、地方公共団体の改革意欲が高く、産官学の連携のもとで先進的な農業への取り組みが提案されているということから、国、自治体、民間が一体となった大胆な事業と改革が迅速に実現できるのではないかと見込まれるということが選定理由となっております。

また、養父市につきましては、高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域における農業改革の拠点として、農業分野の初期メニューを全て活用して農業改革を実現する突破口となることが期待されるということ、また、地方公共団体の意欲が高く、高齢者の活用、民間事業者との連携等による先進的な取り組みが提案されていることから、これも、国、自治体、民間が一体となった大胆な事業と改革が迅速に実現できるのではないかと見込まれることが見込まれるということを選定理由としたものでございます。

○岩永委員 新潟については、平野部で大規模な地域の典型であるということ、そして養父市については、中山間地、特に、高齢化が進む、非常に条件が厳しい地域の典型であるというところから、この二地域を選定されたという理解をいたしました。

そして、引き続き、農業分野における四項目、この四項目を最終的に絞られて特区の中に入れているという、そのあたりの経緯についても少し教えてください。

○富屋政府参考人 御質問の四項目でございますが、今回この特区法で措置をしております規制改革事項でございます。

これは、先ほど申し上げましたが、まず、昨年八月から九月にかけて民間事業者や地方公共団体から応募があった提案をもとにいたしまして、国家戦略特区のワーキンググループや産業競争力会議において議論をいたしまして、これまで実現できなかった規制改革事項について、分野を絞り込んで検討してきた経緯がございまして、

農業分野につきましては、そうした分野を絞り込んだ検討の中で、昨年の十月十八日に日本経済再生本部で決定をいたしました国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針という文書の中で、革新的な農業等の産業の実践拠点の形成というものを目指して、農業委員会と市町村の事務分担などの四つの規制改革事項を盛り込んで、これに對して必要な法律上の措置も講じているところでございます。

私どもとしては、これらの規制改革によって、農地の流動化が促進されるとともに、六次産業化の推進による高付加価値化が図られ、農業の競争力強化に資するものではないかと考えておるところでございます。

○岩永委員 引き続き、四月二十五日に選定がされて、今後、どういふ流れになっていくのかという点に現場の方でこれが実施されていくのかという点うなことを少し御説明してください。

○富屋政府参考人 今回、政令で指定をいたしました各特区、六区域でございまして、これは区域ごとに、国家戦略特区の担当大臣と関係地方公共団体の長と民間事業者の三者で構成される国家戦略特別区域会議というものを順次設置する予定でございまして、この区域会議は、国家戦略特区基本方針及び区域方針に即しまして、三者の協力のもと、最終的に、区域計画を作成し、合意をいたします。早いものについては夏までに区域計画の策定ということができればいいかということをご想定しております。

その後、そこでできました区域計画を、内閣総理大臣が認定するという手続がございまして、認定することによりまして、区域計画に基づく規制の特例措置等の適用を受ける事業が開始されるという仕組みになっておりまして、夏ごろに区域計画を策定した後でそういった認定の手続に入るというふうなスケジュールを想定しております。

○岩永委員 そういった流れになるということではありますけれども、恐らくこれは、現場でどういった効果が出ているのかとか、さまざまな評価

を今後していくんだというふうに思いますけれども、そのあたりの評価をどういったタイミングでされていくのか。それで、ひいては、この特区ができたそもその趣旨でありますけれども、そのあたりを考えると、やはりこれから、いいところはいいと横展開をしていくものなんだというふうに考えておりますけれども、そのあたりのスケジュール感というか、どういった形でそういったものが進んでいくのかということについて、一点御説明をしてください。

○富屋政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区など進捗状況につきましては、先ほど申し上げた国家戦略特別区域会議におきまして、定期的に、基本的に毎年評価を行いまして、その結果について内閣総理大臣に報告するということとしております。また、当該評価結果につきましては、国家戦略特別区域諮問会議において御検討いただくこととなっております。

先ほど来お話のあった、特区で具体化された規制改革、農業委員会と市町村の事務分担などの規制改革事項につきましてはこのプロセスの中で評価をすることとしておりまして、諮問会議におきまして、当該規制の特例措置を所管する関係府省庁からの意見も聞きまして、その効果、問題点の検証を行った上で、将来的な全国展開の可否であるとか、要件の見直しの必要性等につきまして、それも含めて検討していくという考えでございます。

○岩永委員 あわせて、もう一点伺いをしたいんです。

先ほど御説明いただきましたが、このペーパーにも、必要に応じて関係行政機関の長などが国家戦略特別区域会議なるものに参加して意見を出していただくという話でありますけれども、私は、レクを受けておりました、少し農林水産省が受け身になり過ぎていないかなというように印象を受けたものですから、一点お伺いをさせていただきます。

この決定過程において、区域会議も含めて、農

林水産省の携わりというのはどういった形になってくるのか、教えていただきたいと思っております。

○富屋政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国家戦略特区諮問会議についてでございますが、メンバーには農水大臣等規制を所管している大臣は入っておりますけれども、必要に応じて、総理の御判断でお招きをして、御意見を頂戴するとなっております。典型的な事例としては、今後、新たな規制改革の事項を追加するような場合の議論には各所管の大臣に御参加いただくというようにすることが想定されると考えております。

また、先ほど来申し上げております国家戦略特区の区域ごとに設けられる区域会議でございますが、こちらも正式のメンバーは国家戦略担当大臣のみでございます。ここは地方と民間とで区域計画についていろいろ議論するわけですけれども、そういった中で、区域計画に盛り込む事項につきましては、各所管の規制改革の事項等があると思っております。そういった際には必要に応じて大臣の御出席をいただくことはあり得べしというように制度設計になっておりますが、その運用については、具体的には今後検討をしてまいりたいと考えております。

○岩永委員 ぜひ農林水産省も積極的にこちらの決定プロセスという流れの現場の中にはコミットをしていただきたいというふうに考えているんです。

なぜかというと、一点、農業委員会と市町村の事務分担ということがこの中でうたわれておりますし、恐らく新潟市も養父市もこちらのことには建設的に、前向きに取り組んでいられることになろうかというふうに思っております。ただ、なぜ農林水産省をもつとということをお願いしているかというと、ワーキンググループが集中ヒアリングというのを農林水産省にされたその提案趣旨が、少し簡単に申し上げますと、農地が流動化されない最大の阻害要因の一つは、農地取引に対する利害関係者が構成員となっている農業委員会に

よる関与であるということをおっしゃっております。そして、したがって、構成員に利害関係がない者をしっかりと含んで、第三者委員会による農地保全のための検査制度を設けた上で、現行の農業委員会の土地売買に関する関与を全廃する必要があるということをおっしゃる趣旨として表明をされた上で、このワーキンググループの中で議論が行われ、恐らくこの四項目の中の一つに挙がってきているというように感じます。

このあたりについて、ちょっと特区の議論は別にして、農林水産省として、今農業委員会に対する問題意識がどこにあるのかということ、この提案趣旨を含めてでも結構なんですけれども、少し御答弁をいただければと思います。

○奥原政府参考人 農業委員会は、御案内のとおり、農地に関する市町村の独立行政委員会でございます。ここにつきましては、担い手への農地利用の集積、集約化ですとか新規参入の促進、それから耕作放棄地の発生防止と解消、こういった地域の発展を積極的に進めていくということが非常に重要だということに考えております。

農業委員会のあり方につきましては、昨年の十二月十日に決定をされました農林水産・地域の活力創造プランの中におきまして、本年の六月に向けて結論を得るということになっておりまして、現在、規制改革会議、それから与党でもいろいろ議論が行われているところでございます。

農林省といたしましても、関係者の御意見をよくお聞きしながら、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

現在の検討と国家戦略特区の特例措置、これはちょっと違うものというふうに考えております。戦略特区の特例措置につきましては、農業委員会と市町村長の事務分担に関する特例を設けるということでございます。具体的には、市町村長と農業委員会とが、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が分担することについて合意した場合に、合意の範囲内で市町村がその事務を行うというふうな仕組みでございます。

したがって、農業委員会の権限の一部を市町村長に渡すということにはなりますが、農業委員会のあり方そのものをこの戦略特区で見直しているということではございません。

それから、先生から御指摘ございました、昨年五月の国家戦略特区のワーキンググループのヒアリングでございます。

このヒアリングは、私が出席をいたしましたけれども、昨年の五月二十八日に行われております。この時点では、先ほどの養父市ですとか新潟市の提案がまだ出ていない段階で、ワーキンググループとして、こういった改革案はどうかというように案をつくって、これを各省に対して集中的にヒアリングを行った、こういう代物でございます。

このときの具体的な規制改革事項といたしまして、今先生からお話ございました、農地流動化のための農業委員会の関与廃止等といったものが挙がっております。そのときの先方の御主張は、要するに、利害関係者である農業者が農業委員の中に入っている、これでは公平な仕事ができないのではないか、こういう御指摘をいただいたところでございます。

農林省としては、農業委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、担い手への農地利用の集積、集約化ですとか新規参入の促進、あるいは耕作放棄地の発生防止、解消、こういったことをきちんとやっていただくということが重要だというふうに思っております。その際、どなたが、どういう方が農業委員になるかということは重要なポイントだというふうに思っておりますけれども、農業者を利害関係者であるとして農業委員から排除すればそれでいいというふうには考えていないというところでございます。

いずれにいたしましても、農業委員会のあり方につきましては、規制改革会議、それから与党での議論を踏まえまして、農林省といたしまして、関係者の御意見を伺いながら、きちんと検討していきたいというふうに考えております。

○岩永委員 丁寧に御説明をいただきました。

まず、特区と農業委員会全体の改革とは別だというところ、それで、特区の中で絞られて議論されるのが、農業委員会と市町村のあくまで事務の分担の部分であるというような農林水産省の見解を今いただいたわけなんです。

局長が先ほどもおっしゃいましたけれども、やはり農業委員会というものについても、二十一年の農地法の改正によってその役割というものが追加等をされて、より積極的に、集約化を図るような部分についても御活躍をいただくというような内容にはなっておるんですが、一方で、農水省が昨年実施されたアンケートによっても、四分の三の現場の農業者の方が、農業委員会の役割という部分について、やはりもう一回整理をしっかりと時代性に合った形にするべきじゃないかということをおっしゃっているのは事実ですので、農林水産省としても、今後、農業委員会というものについて議論を深めていかなければならないし、この委員会でも大いに建設的な議論をしていかなければならないんだというふうに考えております。

最後に、大臣の方に御見解をお伺いできればと思うんですが、四月八日に御出演された「日経プラス10」という番組の中で、大臣自身も、やはりその目的は農地の集約化にあるんだということをおっしゃっております。そのための手法はさまざまあってもいいんじゃないかというような見解を述べられておまして、それが、農業委員会さんによるものであっても中間管理機構によるものであっても、現状は地域差はさまざまあるんだからというような形の御発言をされているわけでございます。

先ほども局長の方からありましたとおり、農業委員会全体の改革と特区というものの今回の取り組みをひとつすみ分けをするならば、特区の結果云々というのを待たずに、ある程度そういった議論にもうそろそろ着手を始めてもいいんじゃないかなというふうに考えているんですけど、そのあたりについての大臣の御認識を最後にお伺いして、質問を閉じさせていただきます。

思います。  
○林国務大臣 おっしゃったように、テレビで申し上げたことは特区に関連して申し上げたことであります。

農業委員会は、一般的に、農地に関する市町村の独立行政委員会でございますので、先ほどの話題になった農地利用の集積、集約化、これはもちろんですが、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止、解消など、いろいろな役割を担っていくことが期待されているわけでございます。

地域によってさまざまございまして、十分成果を上げているところとそうでないところもあるようでございます。

平成二十四年に農水省が実施したアンケート調査によりまして、よく活動している、三割、活動していないが内容に不満、二割、活動が低調、よく見えない、五割、こういうのもございまして。評価できない理由は何ですかと聞きますと、農地集積などの農家への働きかけが形式的である、遊休農地等の是正措置を講じない、こういうのが出てきておりますので、こういう点を含めて、農業委員会が、農業者、特に担い手の農業者から評価を受けて、地域農業の発展を支える組織となるようにしていく必要がある、こういうふうにも思っております。

特区ではなくて農業委員会そのもののあり方については、規制改革会議、それから自民党の農業委員会・農業生産法人に関する検討PTにおきまして、六月に結論を得るように今議論をしているところでございますので、我が省としても、農業委員会が農業の発展に資することを旨として検討していきたい、こういうふうにも考えております。

○岩永委員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、村岡敏英君。  
○村岡委員 日本維新の会の村岡でございます。連休明け、初めての農水委員会ということで、質問させていただきます。

まず初めに、林大臣に、農業、林業、水産業と

いうのが、厳しい産業ではあるけれども、大臣みずから勤めていく、PRをしていただきたいという中で、農林省が協賛した「WOOD JOB」の試写会に林大臣も行っていたいて、私もテレビで見ました。マキタスポーツさん、長沢まさみさん、伊藤英明さん、有名な俳優の中で、林大臣もひととき、非常に味のある笑顔で映っておられましたけれども、やはり林大臣みずからがそういう農林水産業に対してしっかりとPRしていくことは大切だ、こう思っております。

そういう意味では、ぜひとも、今後も、この委員会ももちろん大切ですけども、時間があつたときには、いろいろな意味で農林水産業のPRに頑張っていたきたい、こう思っております。

さて、きょうは小泉政務官にも来ていただきました。まことにありがとうございます。

それで、質問の項目ではないんですが、ちよつと問題になっているのがあります。「美味しんぼ」という漫画があります。私も読んだりして、食のこと、その中で人生があつたり、いろいろなおいしいものがあつて、すばらしい作品だと思えます。そして、表現の自由は守らなければならないと思っております。

しかしながら、福島での鼻血を流している場面とか、そういう部分が描かれております。私も同じ東北の人間として、この三年間というのは、福島の方々は大変風評被害に悩まされ、大変な御苦勞をされています。また、今、現実に住まわれている人もおります。

そのことからすれば、表現の自由、それと、この表現をした漫画というのに対して、林大臣はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○林国務大臣 私は、その実物を見ておりませんので、余り断定的に申し上げる立場にはないと思いますが、報道等で承知する限り、今まさに委員が整理してくださったように、表現の自由というのはある中で、ただ、現場の方に対する思いやり、こういった結果としてどういうことになるのかということについての御配慮がなせよう少しい

きなかつたのだろかなという意味で、非常に残念に思っております。

○村岡委員 私も同じ思いであります。これも、小泉政務官に通告しているわけじゃないですけども、小泉政務官は、毎月十一日、ずっと被災地に行つて、被災地の人たちの気持ちを聞いていたと思います。小泉政務官はどう思われるでしょうか。

○小泉大臣政務官 あの漫画の主人公の人は、何年間福島に行つた結果、鼻血が出て、疲労感に襲われているのか私はよくわかりませんが、私は三年間福島に通い続けて、鼻血は出ないし、疲れがあるどころか、毎行つたら元気をもらいますね。この前も、先月、浪江から避難をして二本松にいる、浪江焼きそばをつくる食堂に行つてきましたけれども、今、コンビニで浪江焼きそばというのは売っていますけれども、本場の浪江焼きそばはおいしかったですね。

そういったものを食べて、元気が出て、帰る新幹線に乗る前に、ちよつと時間があつたものから、郡山駅のアミレスに行きまして、復興庁の役人の皆さんと一緒にコーヒを飲んだんですけども、レストランにいた高校生、中学生の皆さんと写真を撮つたり話をしたり、ますます頑張らなきゃいけない、そういう元気をいただくところですので、むしろ「美味しんぼ」には、そういう中でも福島で元気に頑張っている人を描いてもらいたいな、そう思っています。

○村岡委員 林大臣、そして小泉政務官、ありがとうございます。福島の人たちは、今のお言葉の中で元気が出る、こう思います。浪江焼きそばは私も大好きですので、福島の人にはぜひ頑張っていたきたい、こう思っております。

さて、小泉政務官も来ていただきましたから、TPPの問題に関して御質問させていただきます。きょう午後からの中で、自民党の議員の方も、同じ党ですから、大変遠慮がちに大臣に聞かれておりました。自分が各地元に帰つて、新聞報道、

いろいろな面で説明したのに、次はまた違う報道がある、大変説明が苦しい状況にあるということをお聞きいたしました。

実は、この一時からの農水委員会ですけれども、多分各県やっていると思うんですが、我が秋田県も、農協が十二時半からTPP反対という集会をしておりまして。私は農水委員会がありますので、とても間に合わないの、うちの秘書にかわりに行ってもらいました。その中では、秘書に先ほど聞きましたら、自民党の議員は相当責められていたようでありまして。私は農水委員会があると秘書が言ったんですけれども、農水委員会なんか関係ない、農水委員会なんか行かないでこつちに來い、このぐらゐの勢いで言われていたそうでありまして。

本来であれば、農水委員会はそういう議論をする場であり、そして国会も議論をする場ですから、そつちの方が大事だと考えるのが農業者です。しかしながら、もう国会も信用していないんです。農水委員会も信用していないんです。農業者の人たちがそういう思いになっているということに、どう責任を感じていくのか。

やはりきつちりと説明していないということなんです。それぞれ、農林省の方から聞くと、きちんと説明しています、そして、期限を切らないでやります。期限を切らないでやつたら、どんな結果が出るかなんていうことはわかりません。

前の総理大臣が近いうちにと言つたら、近いうちというのは、切つちゃうと、そんなことが責められるから、期限を切らないと言つたのかどうかわかりませんが、自民党がよく民主党さん、公約違反をしている、こういうふうにいいますけれども、今の状況は、農業者は、自民党は公約違反をしている、こう思っているんです。幾らそれぞれ大臣が答えても、そう思っている人たちにどう答えていくのかというのが大事だ、こう思っております。

それでは、林大臣、そして小泉政務官、お答え願えばと思います。

○林国務大臣 日米の間での協議等、報道もそれぞれあったわけですが、この交渉の中身、具体的な協議内容、これはお答えができないわけですが、繰り返して申し上げていくように、個別のラインの関税率等について、日米間で合意している事実はない、こういうことであります。

日米首脳会談で、前進する道筋が特定されたというふうになっておりますので、残された課題を解決するための協議を続けていかなければなりませんし、米国外の国も当然あるわけですが、ここから、こういう国と精力的に交渉を進めていく、こういうふうにしていかなければならないと思っております。

重要五品目などの聖域の確保については、衆参両院の農林水産委員会の決議を踏まえて、国益を守り抜くように、全力を尽くす考えであります。これはかねてより申し上げていることでありまして、今後もこれでやっていきたい、こういうふうにして思っております。

○小泉大臣政務官 農業者の方々の御理解をいただけるような内容に持つていく、これは至上命題だと思ひます。

ただ、先ほど村岡先生がおつしやつた近いうちという言葉は、私も忘れていましたけれども、まだ私が野党だったときに、民主党政権でTPPのいろいろな議論があつたときに、入るのは拙速だ、という議論があつたんですね。ただ、私はあのときに、拙速じゃなくて遅過ぎるんだと言つたんです、そのとき、私は党内でも少数派ですけれども、安倍総理も、オバマ大統領と会つて、例外なき関税撤廃ではない、そういう認識のもと、正式に交渉参加して、高い目標のTPPを達成するということ、国会の決議、またさまざまな党の決議も踏まえて、受けとめて、どうやって国会でお認めいただけるような内容のものに持つていくのかと必死で今交渉をやつていますし、来週も、国会の同意が得られれば、甘利大臣御出席のもと、閣僚級の会合がありますので、これは、いずれにしましても、国会で受けとめていただけるように

これからも努力をしていきたいと思ひます。

○村岡委員 中身が言えないままで信じてくれというの、何かトラスト・ミーみたいな感じで、中身がないまま信じてくれというのは、やはりそれは普通信じられないんですよ。それは、自民党の皆さんが、あのトラスト・ミーも、さんざん民主党を責めたんですよ。(発言する者あり) いや、それは国民が決めることなんです。自民党の議員が決めることではありません。それは国民が信じているか、信じていないかの問題であります。

そして、このごろ話しているのは、鶴岡首席交渉官、それから甘利大臣が、四次方程式を解かなきゃいけない。内容は、関税率をどこまで引き下げるか、引き下げにかけける期間、セーフガード、そして低関税率の特別輸入枠の設定、これを四次方程式と言っているのかもしれないけれども、いろいろな新聞に出てくることに政府は抗議をしています。

しかし、抗議をしていますけれども、実は出ているんじゃないか。いろいろな情報を流して、小出しにしながら、不安感の中で、ある程度落ちついたときの、セーフガードというのは政府のガードのためにやっているような感じがしているんですよ。そういうのではないんですか、小泉政務官。

○小泉大臣政務官 さまざまな臆測の記事も含めて、今、村岡先生がおつしやつたようなことというの、そこまで一つ一つの報道を全て計算とおりに動かしながらやるというのは、現代の情報化社会の中で、不可能じゃないかと私は思ひますね。そういう中で、交渉の中で、明らかになかなかできないことは、それは、やはりそういう前提で、TPPの交渉参加国は全て同じ認識で入っているわけですから、そのルールは守るという大前提を踏まえつつ、だけれども、情報提供はどこまでできるか。

これは信頼にかかかりますから、それは、私は、日本は可能な限りやっていると思ひますので、それでも、まだまだ不十分だという声はいつ

ばありますから、きょうは渋谷審議官が同席していますけれども、交渉の前後に、関係団体に対するブリーフィング、そして記者に対するブリーフィング、与党、野党に対するブリーフィング、これを毎回やっていますから、これからもそういったことを踏まえながら、しっかりと形にできるように取り組んでいきたいと思ひます。

○村岡委員 全てをマスコミが動かしているとは思ひませんが、民主党の政権運営の反省をしつかりと踏まえて何かやっていると云うような気がして、それが結果的に、もう国会の承認のときに、外交でしつかり決まったのに混乱を起こすということ、は、もつと混乱を起こすことなので、そこはしつかりしていただきたい、こういうふうにして思ひます。

そして、よく石破幹事長が、この前、農業新聞の大会のときも、約束したことは自民党は守ります、衆議院、参議院の選挙で公約したことは守ります、ここまではいいんです。最後に、政策パッケージ、こう言ひます。

では、政策パッケージというのを、別にこの分野だけじゃなくて、公約のときに、この分野はこういうふうにいひます、パッケージであります。これから公約というのは、パッケージと言へば全部済んじゃうんですね。だから、そういう意味なのか。それは、交渉がどんなになつても、きちんとした農業対策を全部した上でのパッケージで見てもらうという意味なのか。それとも、聖域といった五品目のことは守るという意味で言っているのか。それはどういう認識でいらつしやいますでしょうか。

○小泉大臣政務官 パッケージというのは、やはりいろいろな分野において、今、各種横断的なものがありますから、やはりそのとおりなんだと思ひますが、おつしやるとおり、パッケージという言葉を使えば全て済むというふうな、そういう話ではないと思ひます。

パッケージの中には、真空パッケージのような、中身がいつまでも新鮮に保たれるような、そう

いったパッケージもあると思いますが、一つ一つの政策を大事にしながら、かつ、TPPは本当にさまざま、多くの分野にわたるものですから、そういったパッケージ的な発想も持ちながら、一つ一つの分野で必死にお仕事をされている方々が不安を持たないように、そして、不安を持っているところに対してはどういった対策ができるのか、そういった意味でのまさにパッケージだと思うんです。

それは、先ほど大串先生の質問の中で、踏まえとか、受けとめとか、そういった言葉に対するやりとりがあったと聞いておりますが、いずれにしても、一番大事なことは、国会で御承認いただけるような中身のものを早期に持つていく、そういったことですから、そこに行けるように、これからもしっかりと頑張っていきたいと思っています。

○村岡委員 我々は初めからTPP、自由貿易を推進していくという立場で、選挙前から公約をやっています。

その中で、国益が守れなかったらというのは何かというと、我々は最初からTPP全体のパッケージで言っているんです。自動車も曖昧にしておかない。ここではしっかりと突っ込む。そして農業分野では、もしその交渉の中で譲らなきゃいけないことがあれば、しっかりと農業対策は立てる。そういうパッケージが最初からなきゃいけないんですよ、本当は。

それが、ある選挙のときだけは、農業県の人たちに気を使いながら、そのパッケージだと言っている。守る、そして、TPP断固阻止という鉢巻を全員が巻いて選挙をやったんですよ、農業県の人。私はその中で、巻かないで農協集会に出ているんです。でも、その人間でも、農林水産委員会に出席しているのを、そんなのは出席すると言われているような状況なんです。本当に大変な状況だということをしっかりと踏まえて交渉事やっていただかないと、これは自民党の、政府の約束だということをしっかりと認識していただくことを、もう一度、小泉政務官にお願いします。

○小泉大臣政務官 おっしゃるとおりだと思います。決議は大事です。その決議の中に込められた、県内の多くの農業者の方、さまざま不安を持つ業界団体の皆さんの声を受けてあれは固まったものだと思います。その決議は大事にしながら、最後は国会で御承認をいただけるような中身をつくっていく、これから日本の中で、また世界の中でも大事なアジア地域の経済発展に、日米でGDPの八割を占めるのがこのTPPですから、それをどうやって形にしていけるのかというのは、信頼を得ながら進めていきたいと思っております。(発言する者あり)

○村岡委員 そうですね。声もありましたけれども、自動車をきちんととってこなきゃいけないというだけではお願ひしたいと思っています。アメリカにやはり突っ込まなきゃいけないです。そこは外交交渉です。石破幹事長も言っていました、我々がお願いしたのは、強力な政権をつくるんだ、そうすると強力な外交があるんだ。ただ、それが見えてきていないということ、やはり頑張っていきたい、こう思っています。

小泉政務官には最後なんですけれども、これは基本中の基本ですけれども、聖域というのを調べてみると、神聖な土地、地域、侵してはならない、比喩的に、手を触れてはならない分野。そして、小泉元総理のスローガンの中に、聖域なき構造改革というのもありました。

では、TPPで使う聖域とはどうだったのか。手を触れてはならない分野のはずだと農業者は多分理解したんだと思います。そして、重要品目の聖域確保を求めるのは国会決議、国会決議とよく言いますけれども、実は国会決議の前に自民党が決めたんです、最初に。国会決議の前に自民党自身が決めたんです。

ですから、この聖域というのをどう認識しているかを最後にお答え願えれば、こう思っています。○小泉大臣政務官 聖域というのは、おっしゃるとおり、手を触れてはいけないかったり、守らなくては行けなかったりということを、よく、さまざま

まな場で聖域というふうな言葉を使うと思います。このTPPの中においても、その聖域という言葉が使われることが多々ありますが、それだけ大切な、重点の分野なんだ、そういった思いを受けとめながら、どういう結果を導いていけるのか、その聖域という言葉の重みを受けとめつつ、しっかりと交渉に当たる。そして、最後に、交渉が妥結したときに、その決議と整合性があるような中身だと受けとめていただけて、国会で御承認をいただけるような形にしていける努力を、交渉チーム、政府全体で丸となって進めていきたいと思っております。

○村岡委員 なかなか苦しい説明だとは思いますが、もうこれ以上、小泉政務官、きょうはどうぞ、ここで、引き続いて、TPP、林大臣にちよつとお聞きしたいと思っています。

では、林大臣は聖域というのはどう考えられているのか。林大臣の認識をお聞きしたいと思っています。

○林国務大臣 言葉の意味として、今、村岡委員からお話がありましたように、いろいろな意味がある、こういうふうに思います。

決議を見ますと、具体的に決議の六号に、「交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域」、こういうふうにかかれておりますので、聖域の意味を解釈するときに、この文書の中で聖域がどういうことを意味しているかということを確認する必要がある、こういうふうには思っております。

○村岡委員 なかなか言葉の定義づけだけで、どうも最初の聖域と違ってきたという感じはするんです。TPP全体は、これから集中審議があったり、予算委員会でもあるのかどうかわかりませんが、総理にも直接お聞きしたいとは思っています。

一つ、この流れを見ていくと、国民はだんだん

と気がつき、国民といいますが、農業者は気づき始めていると思いますけれども、結局、少しでも関税がかれば、それは守ったという認識になるだろう、こういうふうには思わざるを得ないようになってきた、こう思ってしまったのが現状だと思えます。だから、厳しい声もあるんだと思います。

そして、特に、自民党が国会より先に決議したとき、多分、江藤副大臣が中心となってやられたんじゃないかと思いますが、江藤副大臣は、農業者の人から、関税を何%でもいいから、一応、一〇%、一五%、何か関税がついていれば守ったという認識でいいのかどうか、その辺、江藤副大臣に。

○江藤副大臣 そのようには思っておりません。私は、もともとTPP交渉参加に反対をずっとしてまいりました。そして、交渉参加ということになったときに、私が地元で申し上げたことは、交渉に参加したら、国際社会に対して、国家として、これは合意を目指して努力はしなければならぬ。そうでないならば、交渉に参加することをやめなければならない。しかし、交渉を合意することが目標ではない。

そして、先ほど大串委員からさらに詰めた議論をするとおっしゃっていただきましたけれども、今回の日豪においても、大臣の御指導のもとで、畜産分野についてはかなり詰めた個別の検討をいたしました。

例えば、F1はどうなんだ、それから乳牛はどうなんだ、短角はどうなんだ、褐毛はどうなんだ、黒毛はどうなんだ、そういったざりざりの検討をした上で日豪の合意が今回あったわけでありまして、委員がおっしゃるようには、関税が例えば一%でも残れば決議を守ったとは思いませんよ、それは。

今回、日豪の合意を見ていただければわかるように、やはり国内できつと再生産が可能になって、私が地元でいつも申し上げているのは、交渉に参加すれば、譲らなきゃいけない部分は必ず

出てくる、しかし、それは国内対策によって必ず穴埋めができる、ちゃんと補填ができる、そういう範囲の中、私は、よくばんそうこうとかバンドエイドとかいう言葉を使うんですけれども、そういうもので穴埋めができるような範囲の合意でなければならぬということを常に申し上げてきました。

私は、T P P の交渉の責任者でもありませんし、直接交渉はできませんけれども、林大臣のもとで御指導をいただきながら、T P P の交渉においても、こういった、私が今申し上げたような趣旨にのっとった合意になるように、大臣を支えていきたいと今も考えております。

○村岡委員 では、その熱い思いを信じて、どういふ結果になるか、これは交渉を見守らなきゃいけないと思っておりますけれども、引き続き、T P P 問題に関するいろいろな集中審議もあるとも聞いておりますので、ぜひやっていきたいと思っております。

きょうは、もう時間がなくなりまして、資料が、ちょっと質問できませんでしたが、大変申しわけないと思っております。

いずれにしても、この前、私が、国会で芋畑があるというふうな状況の写真を見せました。基本的には、国会議員全員が農業というのは大切だという認識を持ちながら、その上で国益を考えて、ぜひT P P 交渉を進めていただきたいと思っております。

質疑時間が終わりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林(宙)委員 結いの党の林宙紀でございます。

本日は、私が最後の質疑者ということですので、あと少しおつき合いたいと思います。

きょうは、私は漆について少々お伺いをさせていただきます。

実は、かなりたくさん質問をしたいと思っておりますが、きょうは二十分ということなので、できるだけ簡潔にまとめていきたいなというふう

に思っております。

そもそも漆というところできょうお伺いしたいなと思つたきっかけは何かというと、私は宮城県の人間ですけれども、震災で大きな被害を受けました宮城県の南三陸町というところで、これは全くたまたまなんですけれども、ちょっと視察で行った先が、農地も被害を受けたんですけれども、その所有者の皆さんが、今までと同じような作物をつくっていくことをもうやめようということになつてしまい、たまたまそこを支援していた、地元宮城大学という大学がございしますが、その学生さんたちが、何かかわりにできるものはないのかということ、先生方と一緒に、その農地を使つて漆を栽培していきたいというようなことを始めました。南三陸町の長清水というところなんです、いろいろな縁があつたので、そこに私もたまたま参加をさせていただいて、私自身も、先日、三月なんですけれども、漆の植樹というところに参加をさせていただいて、マイ漆が今二本あるという状態でございます。これからは、この生育を見守りながら、漆について考えていきたいなと思つてるところなんです。

ただ、いろいろ調べてみると、ああ、漆ってこんなすこい材料なんだということを私自身初めて知つたところもございします。

ということ、今お配りした資料の一枚目に、本当はもつとあるんですけれども、簡潔に言うには、きょうと多いかなという量ですが、漆ってこんなにすこいんですよというのをざっと箇条書きでまとめてみました。写真には、皆さんがよくごらんになっておられるであろう漆塗りのお重箱ですとかおわんですとか、そういった写真も入れさせていただきます。

全部お話ししていると長くなつてしまいますので、いろいろと抜き出したところだけで、最初に書いてあります、麻布などを漆で固める乾漆という技法がございしますね。これは古来から、千年も千五百年も前からやられている技法なんですけれども、漆は、布を固める、しかも、その固めた布

が非常に頑丈である、そういう特質があるわけでございます。

例として、奈良の興福寺に乾漆八部衆立像という、これは多分、皆さん、社会科の資料とかで見たこともあるでしょうし、実際にごらんになつた方もたくさんいらっしゃると思います。有名なのは阿修羅像というもので、あの像の中はどうなつているかという、布であの像の形をつくつていけるわけです。中身は空洞になつていけるわけなんです。ですから、非常に軽いんですけれども、実は物すごく頑丈です。

実際に、漆で布を固めて椅子をつくつたりする実験というのは、結構過去にあつたんですね。そうすると、本当に百キロぐらいの人を載せて実験したりとかしたらしいんですけれども、それでも全く崩れない。木材と同じぐらいの強度があるというところもいろいろと証明されているんだそうです。

今は科学技術が進んでいますので、繊維強化プラスチックとかいうのがありまして、それは合成繊維を合成樹脂で固めるという技術なわけですが、昔から漆というものを使つて、いわゆる天然繊維を天然樹脂で固めるということは日本がかなり技術的にリードしてやってきた、そういう背景がございします。

ほかには、もちろん、接着剤として使えとか、一番皆さんにお薦めしたいというか、もう御存じの方は多いと思うんですが、非常に抗菌作用がある。殺菌作用があるんですね、この漆には。よく、お寺なんか泊まりで体験とか座禅修行とかに行きますと、朝、おわんでおかゆを食べて、そこにお茶を注いで、最後に拭いてお片づけをするなんというところはあつたりするんですけれども、あれ、よく考えたらちゃんと洗つていないのと昔から、子供のころから思つていたんですよ。大丈夫なのかと思つていたんですが、そのとき用意されていたのは、随分使い込んだものでしたけれども、実は、確かに漆塗りのおわんだつたんです。これは経験的になんでしょうけれども、漆に

抗菌、殺菌作用があるがゆえに、余りごしごし洗わなくても非常に清潔に保たれているということなんです。

そう考えると、例えばお節料理なんかもそうですね。漆塗りのお重箱でお節を用意するというのは、昔ながらの家ではやっていたりと思うんですが、これも、冬はなかなか雑菌が繁殖しにくいという環境があるにせよ、やはり漆の殺菌作用でもって、何日かお料理を入れておいても非常に清潔に保たれるということがあるのであろうということ、いろいろな学者さんの中でもう定説になつていふに伺つております。

ということ、いろいろあるんですね。耐水性ですから、実は水回りに使うと大変よろしいとか、あと、ヨーロッパなんかでは、中世で、フレスコ画というんですけれども、白いしつくい壁に絵を描くと、黒がなかなか黒くならないということがあつて、あれは、白いしつくいの上に黒を塗つても、何か濃いグレーにしかならない、そういうことがあつたらしいんですけれども、そのときに、日本の漆に鉱物なんかを入れて黒くした、いわゆる漆黒という言い方がありますけれども、この深い黒に当時のヨーロッパは非常に注目したとか、そういうことがあるんだそうです。

最後に、ちょっと意外だったのは、非常に手ざわりがよくて、使っていくほどに味が出てくるというのによく言われるんですけれども、プラスチックの、特に、色の濃い、黒いプラスチックの製品なんか手をつけると、指紋がつくんです。この指紋を消すのに結構躍起になつたりするときがあるんですけれども、実は漆というのは、人の皮脂というんですか、脂との相性がいいということで、指紋がつきにくい、こういう特徴もあるんだそうです。なので、最近、デザインの最先端でもこれを使って、皆さんお持ちでしょうけれども、例えば携帯電話、スマートフォンといったものカバーをつくつてみようとか、こういう取り組みもなされているということで、非常に有用な材料ということなんです。これは私も初めて

知って、びつくりしました。

では、そんな漆の何がそうさせているのかというと、この下に書いた主成分ウルシオールという、まさしく漆が持っている機能だからウルシオールということで命名された化学物質だそうなんです。

施設ですとか、あとは介護施設といった福祉施設、それから住宅なんかでも清潔な住宅ということとで、いろいろなところに適用されているということとでございいます。

参考までに、今言ったウルシオールというのが、日本産だと、いろいろばらつきはあるんですけど、けれども、大体六割後半から七割ぐらいは漆の樹液の中に含まれているそうなんです、これが中国産になると、平均して大体五%から一〇%ぐらい少ないんだそうです。六〇%前後と書きました。

その下の写真は宮崎県の中央保育園というところから使わせていただいているんですけど、トイレの床、これは木材に漆加工をしたりとかして、これもまた清潔だ、あるいは園児たちが遊ぶ木製のおもちゃ、木でつくったおもちゃ、ここにも漆処理を施して、お子さんたちが変な病原菌に触れないようにということとでなされているんだということとでございいます。

漆のすごいところというのはを今かなり簡潔にしゃべらせていただいたつもりなんです、そうすると、では、一体この漆というのはどのぐらい生産されていて、そもそも国内で賄えているんですかというところを国としてどのように認識されているのかということと、まず、国内の消費量、それから国内生産量、さらに輸入量等について御質問申し上げます。

漆のすごいところというのはを今かなり簡潔にしゃべらせていただいたつもりなんです、そうすると、では、一体この漆というのはどのぐらい生産されていて、そもそも国内で賄えているんですかというところを国としてどのように認識されているのかということと、まず、国内の消費量、それから国内生産量、さらに輸入量等について御質問申し上げます。

ちなみに、皆さんが恐らく好きであろうマンガーも、これはウルシ科なんです。それはただのなるほど情報なんですけれども。

国内生産量でございいますが、国内消費量の三%に当たります。一・四トンでございまして、主な生産県は、岩手県、茨城県、栃木県となっております。

そんなわけで、特に私がお勧めしたいのが、抗菌作用というところなんです。京都に漆器工芸協同組合さんというのがありまして、そちらのホームページで公開されている一部の図がこの表でございいます。ごらんください。MRS A、これはメチシリン耐性黄色ブドウ球菌というのですが、そういう強い感染症を引き起こすような細菌、大腸菌、こういったものが、上に「対照」、下に「うるし」と書いてありますけれども、漆処理を施したものとそうでないものでは、全くもって六時間後あるいは二十四時間後の結果が違ってくるというように、今、これは結構、お子さんが多い保育

でも、五十二トンでございまして、輸入額は一億六千万、そのほとんどは中国からの輸入ということになっております。

ごらんいただいたら、もう一目瞭然なんですけれども、国内生産量が輸入量に対して圧倒的に少ないというのが見てとれると思います。実は、グラフをつくるのにかなり苦労しまして、拡大して、ようやく上の赤い薄い部分が見えるようになった。そのぐらい比率としては少ないんです。

これは、計算してみますと、便宜上六七年の分から一応載せてみますけれども、二〇一二年まで、国内消費量、赤と青を足した分が消費量だと思っ

というように、今、これは結構、お子さんが多い保育

ごらんいただいたら、もう一目瞭然なんですけれども、国内生産量が輸入量に対して圧倒的に少ないというのが見てとれると思います。実は、グラフをつくるのにかなり苦労しまして、拡大して、ようやく上の赤い薄い部分が見えるようになった。そのぐらい比率としては少ないんです。

平成二十六年五月十四日

国としては、特用林産の中に入りますので、それに対する予算の中に含まれるという意味でも、予算自体はいろいろ用意はされているようなんですが、利用実績がないということなんです。今お触れいただいたような理由等々も一部あるとは思いますが、これは一度よく考えていただく方がいいんじゃないのかなと私には思っています。

というのは、先ほど申し上げたように、漆に付いてはいろいろな利用価値が今見直され始めているというところがまず一つなんですけれども、やはり一番重要なのは、国の重要文化財を修復するのに漆というのは必要不可欠なんです。

例えば、有名なのは、鹿苑寺の金閣とか、あと平泉の中尊寺金色堂とか、あいったところも、最近大きな修復をやりましたが、そこはやはり漆のある程度の量使わなければならぬ。

そして、今ですと、平成十九年からになっていますけれども、日光の神社二つ、それからお寺一つ、東照宮ですとか輪王寺とかあの辺なんです。世界遺産でもあるということで、六年間で四トンを超える漆が必要であるということで、四トンです。よ、先ほど生産量の話をしましたけれども、一つとか二つの場所ですと四トンを使うというのはかなりの量なんです。これには主な生産地である岩手県、山形県、秋田県、青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、の各都道府県で、国内産の漆だけで四トン用意しなければいけない。これはもう非常に大変なことなんです。

大変なことなんですけれども、いろいろほかの文化財等々を調べていくと、最後の塗り、一番最後に塗るのは国産の漆なんですけれども、その下塗りとか中塗りというのは輸入物を使っていたりするんです。

これは、コストとかいろいろありますし、私たちも、税金をたくさん使っているわけじゃないところがあるんですけれども、ただ、国とか自治体で決めている重要文化財というのに対して輸入

の材料で仕上げをするというのは、私はこれは一回考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。例えばの話、やはりそこは、優先的にでもいいので国産の漆を充てられるように、もうちょっと生産を頑張らしましょう、では、漆をどこに植樹していきましょうか、どのぐらいつくりましょうかというビジョンがあつてしかるべきだと私は思っています。

その辺のデータ等々は、きょうは時間の関係で示せずにおりますが、またちょっとお時間をいただいたときに、漆第二弾というか後編をやりたいとは思っています。

最後に、政府として、大臣にこれはお伺いしたいんですけれども、この国産漆というのを今後どのように振興していきたいとお考えになっているのか。しよがない、現状でもとにかくいいのか、それとも、やはりふやしていくべきなのかということにつきましてお伺いをしたいなというふうに思います。

○林国務大臣 大変勉強になりました。

古来から、塗料や接着剤として、漆器や家具、今おっしゃっていただいた神社仏閣等に漆が使われておりまして、漆の生産は重要な産業だというふうに思っています。

磁器がチャイナ、こいいいます、漆器はジャパンと呼ばれているというふうに、伝統工芸の代表的なものであります。和の文化の継承、発展にとつて重要であるということ、今お話があったように、文化財の修復の塗料等としても欠くことができない素材であると思っております。

したがって、漆の産地、これは生産者の御意見を伺いながらということで、現在二十三件、七十一ヘクタールですが、また、関係省庁が連携して、和の住まいの推進において、漆や漆器の普及活動の推進、こういう取り組みを通じて、国産漆の生産が継続、振興されるように努めてまいりたい、こいうふうな思っています。

○林(田)委員 ジャパンのくだりで、私も大変勉強させていただいたなというふうに思い、そこに

感謝をさせていただきながら、ぜひ、漆のこともまた今後いろいろところで議論があるようにということをお願い申し上げまして、質問とさせていただきます。

結びついており、その結びつきを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を創設することにより、生産者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

○坂本委員長 次に、内閣提出、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣林芳正君。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○林国務大臣 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の農林水産業、農山漁村を取り巻く環境は厳しさを増しており、これを克服し、本来の活力を取り戻すために、攻めの農林水産業を展開することが喫緊の課題となっております。

農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、これまで、その価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度が存在していなかったところであり、

一方、国際的には、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定、いわゆるWTO協定の一部をなす、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき、品質、社会的評価その他の確立した特性と産地が結びついていてる産品について、その名称を知的財産として保護することを内容とする地理的表示保護制度が確立しており、多くの諸外国において導入されているところです。

このため、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品のうち、品質等の特性が産地と

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、地理的表示等の登録であります。

農林水産物、食品のうち、特定の地域で生産され、品質その他の特性が生産地に主として帰せられるものを特定農林水産物等と位置づけ、その生産者の団体であつて、生産行程や品質の管理を行う十分な能力を有するものが、特定農林水産物等の生産の方法等を定めた明細書を作成した上で、特定農林水産物等の名称である地理的表示等の登録を農林水産大臣に申請することができることとしております。農林水産大臣は、この申請の概要を公示し、第三者からの意見の提出を受け付けるとともに、学識経験者の意見を聴取した上で、登録の可否を判断することとしております。

第二に、特定農林水産物等の名称の保護であります。

登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産した特定農林水産物等またはその包装等について、地理的表示を付することができるとしてあります。また、生産者団体の構成員が地理的表示を付するときは、登録された地理的表示であることを示す標章をあわせて付するものとしてあります。これらの場合を除いては、何人も、農林水産物、食品またはその包装等に地理的表示または標章を付することはできないこととしております。農林水産大臣は、これらの規制に違反した者に対し、地理的表示もしくは標章またはこれらと類似する表示もしくは標章の除去を命ずることができるとし、その命令に違反した者に対しては、刑事罰を科することとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十一日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時三十八分散會

## 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

### 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

#### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定農林水産物等の名称の保護(第三条―第五条)
- 第三章 登録(第六条―第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十三条―第二十七条)
- 第五章 罰則(第二十八条―第三十二条)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「農林水産物等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及

第一類第八号 農林水産委員会議録第十四号

平成二十六年五月十四日

び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 農林水産物(食用に供されるものに限る。)

二 飲食料品(前号に掲げるものを除く。)

三 農林水産物(第一号に掲げるものを除く。)

であつて、政令で定めるもの

四 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの(第二号に掲げるものを除く。)

2 この法律において「特定農林水産物等」とは、次の各号のいずれにも該当する農林水産物等という。

一 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。

二 品質、社会的評価その他の確立した特性(以下単に「特性」という。)が前号の生産地に主として帰せられるものであること。

3 この法律において「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称(当該名称により前項各号に掲げる事項を特定することができるものに限る。)の表示をいう。

4 この法律において「生産」とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与し、又は農林水産物等の特性を保持するために行われる行為をいい、「生産地」とは、生産が行われる場所、地域又は国をいい、「生産業者」とは、生産を業として行う者をいう。

5 この法律において「生産者団体」とは、生産業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする団体(法人でない団体にあっては代表者又は管理人の定めのあるもの)に限り、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件

を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)であつて、農林水産省令で定めるものをいう。

6 この法律において「生産行程管理業務」とは、生産者団体が行う次に掲げる業務をいう。

一 農林水産物等について第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を定めた明細書(以下単に「明細書」という。)の作成又は変更を行うこと。

二 明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の業務を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二章 特定農林水産物等の名称の保護(地理的表示)

第三条 第六条の登録(次項(第二号を除く。))及び次条第一項において単に「登録」という。)を受けた生産者団体(第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。)の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が第六条の登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装、容器若しくは送り状(以下「包装等」という。)に地理的表示を付することとができる。当該生産業者から当該農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者についても、同様とする。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分(農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第七條第一項の規定により農林水産大臣が指定する種類その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。)に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれ

らの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付する場合

二 第六条の登録の日(当該登録に係る第七条第一項第三号に掲げる事項について第十六条第一項の変更の登録があった場合にあつては、当該変更の登録の日。次号及び第四号において同じ。)前の商標登録出願に係る登録商標(商標法(昭和二十四年法律第七十七号)第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下同じ。)に係る商標権者その他同法の規定により当該登録商標の使用(同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。)をする権利を有する者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務(同法第六条第一項の規定により指定した商品又は役務をいう。)について当該登録商標の使用をする場合

三 登録の日前から商標法その他の法律の規定により商標の使用をする権利を有している者が、当該権利に係る商品又は役務について当該権利に係る商標の使用をする場合(前号に掲げる場合を除く。)

四 登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等(これらの表示が

付されたもの又はその包装等にこれらの表示が付されたものに限る。)を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める場合

(登録標準)

第四条 登録生産者団体の構成員たる生産業者は、前条第一項前段の規定により登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標準(地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標準であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を付さなければならぬ。同項後段に規定する者についても、同様とする。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標準又はこれに類似する標準を付してはならない。

(措置命令)

第五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三条第二項 地理的表示又はこれに類似する表示の除去又は抹消
- 二 前条第一項 登録標準を付すること。
- 三 前条第二項 登録標準又はこれに類似する標準の除去又は抹消

第三章 登録

(特定農林水産物等の登録)

第六条 生産行程管理業務を行う生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等であるときは、当該農林水産物等について農林水産大臣の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第七条 前条の登録(第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第二十二条第一項第一号二を除き、以下単に「登録」という。)を

受けようとする生産者団体は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 生産者団体の名称及び住所並びに代表者(法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該農林水産物等の区分

三 当該農林水産物等の名称

四 当該農林水産物等の生産地

五 当該農林水産物等の特性

六 当該農林水産物等の生産の方法

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、当該農林水産物等を特定するために必要な事項

八 第二号から前号までに掲げるもののほか、当該農林水産物等について農林水産省令で定める事項

九 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 明細書

二 生産行程管理業務の方法に関する規程(以下「生産行程管理業務規程」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める書類

3 生産行程管理業務を行う生産者団体は、共同して登録の申請をすることができる。

(登録の申請の公示等)

第八条 農林水産大臣は、登録の申請があつたときは、第十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項その他必要な事項を公示しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による公示の日から二月間、前条第一項の申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

(意見書の提出等)

第九条 前条第一項の規定による公示があつたときは、何人も、当該公示の日から三月以内に、当該公示に係る登録の申請について、農林水産大臣に意見書を提出することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、当該意見書の写しを登録の申請をした生産者団体に送付しなければならない。

(登録の申請の制限)

第十条 次の各号のいずれにも該当する登録の申請は、前条第二項並びに次条第二項及び第三項の規定の適用については、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について前条第一項の規定によりされた意見書の提出とみなす。

一 第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請がされた後前条第一項に規定する期間が満了するまでの間にされた登録の申請であること。

二 当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が第八条第一項の規定による公示に係る特定農林水産物等の全部又は一部に該当すること。

2 前項第二号に該当する登録の申請は、前条第一項に規定する期間の経過後は、することができない。ただし、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について、取下げ、第十三条第一項の規定により登録を拒否する処分又は登録があつた後は、この限りでない。

(学識経験者の意見の聴取)

第十一条 農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を有する者(以

下この条において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、農林水産大臣は、第九条第一項の規定により提出された意見書の内容を学識経験者に示さなければならない。

3 第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、必要があると認めるときは、登録の申請をした生産者団体又は第九条第一項の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴くことができる。

4 第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(登録の実施)

第十二条 農林水産大臣は、登録の申請があつた場合(第八条第一項に規定する場合を除く。)において同条から前条までの規定による手続を終えたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。

2 登録は、次に掲げる事項を特定農林水産物等登録簿に記載してするものとする。

一 登録番号及び登録の年月日

二 第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項

三 第七条第一項第一号に掲げる事項

3 農林水産大臣は、登録をしたときは、登録の申請をした生産者団体に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録の拒否)

第十三条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

一 生産者団体について次のいずれかに該当するとき。

イ 第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しないとき。

ロ その役員(法人でない生産者団体の代表

者又は管理人を含む。(2)において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

(1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(2) 第二十二条第一項の規定により登録を取り消された生産者団体において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者

二 生産行程管理業務について次のいずれかに該当するとき。

イ 第七条第二項の規定により同条第一項の申請書に添付された明細書に定められた同項第二号から第八号までに掲げる事項と当該申請書に記載されたこれらの事項とが異なるとき。

ロ 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していないとき。

ハ 生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎を有しないとき。

ニ 生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていると認められないとき。

三 登録の申請に係る農林水産物等(次号において「申請農林水産物等」という。)について次のいずれかに該当するとき。

イ 特定農林水産物等でないとき。

ロ その全部又は一部が登録に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するとき。

四 申請農林水産物等の名称について次のいずれかに該当するとき。

イ 普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第二条第二号各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき。

ロ 次に掲げる登録商標と同一又は類似の名称であるとき。

(1) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標

(2) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標

2 前項(第四号ロに係る部分に限る。)の規定は、次の各号のいずれかに該当する生産者団体(同項第四号ロに規定する名称の農林水産物等)について登録の申請をする場合には、適用しない。

一 前項第四号ロに規定する登録商標に係る商標権者たる生産者団体(当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、同号ロに規定する名称の農林水産物等)についての登録をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。

二 前項第四号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されている場合における当該専用使用権の専用使用権者たる生産者団体(同号ロに規定する名称の農林水産物等)についての登録をすることについて次に掲げる者の承諾を得ている場合に限る。

イ 当該登録商標に係る商標権者

ロ 当該生産者団体以外の当該専用使用権の専用使用権者

三 前項第四号ロに規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて同号ロに規定する登録商標に係る商標権者の承諾を得ている生産者団体(当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、当該農林水産物等についての登録をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録を

拒否したときは、登録の申請をした生産者団体に對し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(特定農林水産物等登録簿の縦覧)

第十四条 農林水産大臣は、特定農林水産物等登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(生産者団体の追加する変更の登録)

第十五条 第六条の登録に係る特定農林水産物等について生産行程管理業務を行おうとする生産者団体(当該登録を受けた生産者団体を除く。)

は、第十二条第二項第三号に掲げる事項に当該生産者団体に係る第七条第一項第一号に掲げる事項を追加する変更の登録を受けることができる。

2 第七条から第九条まで及び第十一条から第十三条までの規定は、前項の変更の登録について準用する。この場合において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号に掲げる事項、登録番号及び第九号に掲げる事項」と、第八条第一項中「前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項」とあるのは、「前条第一項第一号に掲げる事項、登録番号」と、第十一条第一項中「第十三条第一項第二号及び第四号」とあるのは、「第十三条第一項第一号及び第四号(イを除く。)」と、第十二条第一項中「同条から前条まで」とあるのは「同条、第九条及び前条」と、同条第二項中「次に」とあるのは「変更の年月日及び第三号」と、第十三条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「第一号、第二号及び第四号(イを除く。)」に掲げる場合」と、同項第二号イ中「これらの」とあるのは「登録番号に係る前条第二項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

(明細書の変更の登録)

第十六条 登録生産者団体は、明細書の変更(第七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項に係るものに限る。)をしようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

2 前項の場合において、第六条の登録に係る登録生産者団体が二以上あるときは、当該登録に係る全ての登録生産者団体は、共同して同項の変更の登録の申請をしなければならない。

第七條第一項及び第二項、第八條、第九條並びに第十一條から第十三條までの規定(第一項の変更の登録に係る事項が農林水産省令で定める軽微なものである場合にあつては、第九條及び第十一條の規定を除く。)

は、第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第七條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号に掲げる事項、登録番号及び第三号から第八号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と、第八條第一項中「前條第一項第一号から第八号までに掲げる事項」とあるのは「前條第一項第一号に掲げる事項、登録番号、同項第三号から第八号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と、第十二條第一項中「同條から前條まで」とあるのは「第一項の変更の登録に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合以外の場合にあつては「同條、第九條及び前條」と、同項の変更の登録に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合にあつては「同條」と、同條第二項中「次に掲げる」とあるのは「変更の年月日及び変更に係る」と、第十三條第一項第二号イ中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、「事項」とあるのは「事項のうち変更に係るもの」と読み替えるものとする。

(登録生産者団体の変更の届出等)

第十七條 登録生産者団体は、当該登録生産者団体に係る第十二條第二項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を特定農林水産物等登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の変更の登録をしたと

きは、その旨を公示しなければならない。

(生産行程管理業務規程の変更の届出)

第十八条 登録生産者団体は、生産行程管理業務規程の変更をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(生産行程管理業務の休止の届出)

第十九条 登録生産者団体は、生産行程管理業務を休止しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、登録(当該登録に係る登録生産者団体が二以上ある場合にあつては、第十二条第二項第三号に掲げる事項のうち当該各号のいずれかに該当する登録生産者団体に係る部分に限る。以下この条において同じ。)は、その効力を失う。

一 登録生産者団体が解散した場合においてその清算が終了したとき。

二 登録生産者団体が生産行程管理業務を廃止したとき。

2 前項の規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録に係る登録生産者団体(同項第一号に掲げる場合にあつては、清算人)は、遅滞なく、効力を失った事由及びその年月日を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録がその効力を失ったときは、特定農林水産物等登録簿につき、その登録を削除しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により登録を削除したときは、その旨を公示しなければならない。

(措置命令)

第二十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録生産者団体に対し、明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 その構成員たる生産業者が、第三条第二項若しくは第四条の規定に違反し、又は第五条

の規定による命令に違反したとき。

二 その明細書が第十二条第二項第二号に掲げる事項に適合していないとき。

三 第十三条第一項第二号(イを除く。)に該当するに至ったとき。

(登録の取消し)

第二十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができる。

一 登録生産者団体が次のいずれかに該当するとき。

イ 生産者団体に該当しなくなったとき。

ロ 第十三条第一項第一号ロ(1)に係る部分に限る。に該当するに至ったとき。

ハ 前条の規定による命令に違反したとき。

ニ 不正の手段により第六条の登録又は第十五条第一項若しくは第十六条第一項の変更の登録を受けたとき。

二 登録に係る特定農林水産物等が第十三条第一項第三号イに該当するに至ったとき。

三 登録に係る特定農林水産物等の名称が第十三条第一項第四号イに該当するに至ったとき。

四 第十三条第二項各号に規定する商標権者又は専用使用权者が同項各号に規定する承諾を撤回したとき。

2 第八条、第九条及び第十一条の規定は、前項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、第八条第一項中「第十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)」の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項」とあるのは「登録番号、取消しをしようとする理由」と、同条第二項中「前条第一項の申請書並びに同条第二項第一号」とあるのは「前条第二項第一号」と、第十一條第一項中「第十三条第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十二條第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による登録の全部又は一部の取消しをしたときは、特定農林水産物等登録簿につき、その登録の全部又は一部を削除しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により登録の全部又は一部を削除したときは、その旨を、当該登録の取消しに係る登録生産者団体に通知するとともに、公示しなければならない。

第四章 雑則

(公示の方法)

第二十三条 この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び立入検査)

第二十四条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは農林水産物等、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣に対する申出)

第二十五条 何人も、第三条第二項又は第四条の規定に違反する事実があると認料する場合に、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第五条又は

第二十一条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(権限の委任)

第二十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(農林水産省令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第二十八条 第五条(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第五条(第一号に係る部分を除く。)の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十一条第四項(第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第二十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして生産行程管理業務規程の変更をした者

三 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして生産行程管理業務の休止をした者

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は

管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十八条 三億円以下の罰金刑  
二 第二十九条 一億円以下の罰金刑  
三 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)  
第三条 この法律の施行の日が食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における第三条第

二項の規定の適用については、同項中「農林物資の規格化等に関する法律」とあるのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」とする。

(商標法の一部改正)  
第四条 商標法の一部を次のように改正する。  
第二十六条に次の一項を加える。

3 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。  
一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。）第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示（以下この項において「地理的表示」という。）を付する行為

二 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為  
三 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品に関する送り状に地理的表示を付して展示する行為  
(登録免許税法の一部改正)  
第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第八十七号の次に次のように加える。

八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録

|                                                      |      |          |
|------------------------------------------------------|------|----------|
| 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第 号）第六條（特定農林水産物等の登録）の登録 | 登録件数 | 一件につき九万円 |
| 生産者団体の登録又は同法第十五条第一項（生産者団体を追加する変更の登録）の変更の登録           |      |          |

(政令への委任)  
第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

近年における特定農林水産物等の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、当該名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成二十六年五月二十九日印刷

平成二十六年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P